



行政茨城

2011.5 Gyosei Ibaraki No.196

茨城県行政書士会

茨城県水戸市笠原町978番25
茨城県開発公社ビル5階



行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
 - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
 - 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
 - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
 - 五、行政書士は相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



行政茨城 2011.5 No. 196

CONTENTS

御挨拶	2
通知・通達	3
事業	44
○総務部 ○企画・開発部 ○法務・ADR対策委員会 ○申請取次行政書士管理委員会 ○業務研修部 ○IT推進部	
支部だより	66
○水戸支部 ○県南支部 ○県西支部 ○県北支部 ○鹿行支部	
政治連盟ニュース	78
会員	82
○新入会員の紹介 ○退会された会員 ○ご逝去された会員 ○行政書士法人名簿搭載事項変更届出 ○変更届 ○補助者の動静 ○会員の御見舞 ○家族の動静	
本会活動報告	90
通信後記	91
編集後記	92



暗から明、悲から喜へ 国難を乗り越えよう！

茨城県行政書士会

会長 國 井 豊

大震災から2ヶ月が過ぎ去りました。最低限のライフラインは復旧したとはいえ、完全な再興までは、残念ながら遠い道程です。また、未だ余震が続いており、あの時の恐怖を彷彿とさせます。一日も早い正常化を願うばかりです。

被災されました会員の皆さま、あらためまして心よりお見舞い申し上げます。全国民が犠牲者ともいえる今回の惨事。怒りのやり場のない切なさに、誰もが苛立ちを覚えるのではないのでしょうか。行政書士会に目を転じれば、東北では会員の命が犠牲となりました。また津波により事務所や自宅が大きな被害に遭うなど、本当に言葉を失うばかりです。一方、茨城会では不幸の中にも光明あり、全会員の無事が確認されています。しかし、軽微なものを含めると、県内の家屋の被害数は東北以上ともいえ、多くの会員の皆さんが被災されたようです。会として第一には、共済規程にもとづいた対応をさせていただいているところですが、原子力発電所の事故の影響による仕事の減少なども見据えて、今後も可能な限りの対策を講じてまいりたいと思います。

いよいよ現在の執行部の任期も、6月1日開催予定の総会で満了となります。試行錯誤の繰り返しではありましたが、会員の皆さまのご理解とご協力により、なんとか職務を完遂できそうです。理事会を代表し、心から感謝御礼申し上げます。同時に、新執行体制に対しましても、あたたかいご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。振り返ってみますとこの2年間は、会運営の柱である職域の確保拡大策の推進、会員の能力向上のための研修制度の充実、さら

に会の社会的認知度向上や、レベルアップをめざした対外的な交流の促進等々、全速力で駆け抜けた感があります。しかし、皆さまからみれば、物足りなさや歯がゆさをお感じになられたかもしれません。そうした声や思いを無にすることなく、最後までしっかりと受け止め総括し、新体制に引継ぎをしまいたいと思います。どうぞ、忌憚のないご意見、ご批評をお寄せください。

ところで、先述した今後の方針であります。原発対応が長期化するとの見通しから、景気への影響が懸念されます。震災の有無に関わらず、以前からその低迷が指摘されておりましたので、まさにダブルショックです。全会員が夢と希望を持って、また行政書士としての誇りを胸に、職務に精励できるような環境をつくるのが、執行者の最大の使命かつ責務です。震災後、被災者への無料相談会の立ち上げや、皆さまからお預かりした義援金の自治体への拠出など、社会貢献を今後も継続し、将来ビジョンや戦略性も加味した尚一層効果的な対応をしまいたいと思います。幸い、日行連から会運営に対する助成金をいただきました。県内各地における無料相談会の開催、新聞、ラジオにおける社会貢献活動のPR促進など、みんなで力を合わせその英知を結集すれば、次々に復興プランを現実化できます。皆様のご支援、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

最後になりますが、多くの会員の皆さまから義援金をお預かりいたしました。心より厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

茨城県行政書士会が100万円寄付



県に義援金100万円
 県行政書士会
 東日本大震災の復興
 事業資金に活用してほ
 しいと、県行政書士会
 (国井豊会長) が義援
 金100万円を県に寄
 付した。
 国井会長ら役員が27
 日に県庁を訪れ、「何
 かお役に立てることが
 あれば会員一丸となっ
 てはせ参りたい」と述
 べ、橋本昌知事に目録
 を手渡した。

同会は北
 茨城市、潮
 来市、大洗
 町にも義援
 金を送る予
 定。
 義援金10
 0万円の目
 録を橋本昌
 知事に手渡
 す県行政書
 士会関係者
 県庁

平成23年4月29日(金) 茨城新聞



県行政書士会が100万円寄付

県行政書士会は27日、県
 に対し、東日本大震災の災
 害復旧対策・復興事業資金
 として100万円を贈っ
 た。

国井豊会長は「元気な人
 国井会長が橋本知事に目
 録を手渡した」県庁

たちが経済を動かさないと
 復興が広がらない。会員一
 丸となって手伝っていきたく
 い」と述べ、橋本昌知事に
 目録を手渡した。橋本知事
 は風評被害や自粛ムードが
 失業者増を生んでいる2次
 被害について説明した。
 県行政書士会では県以外
 にも北茨城市や潮来市、大
 洗町にも義援金の贈呈を予
 定している。

(飯田勉)

平成23年4月28日(木) 常陽新聞

義援金状況 (5月10日現在)

・銀行振込	52件	507,000円
・現金募金	26件	134,511円
	78件	641,511円

平成23年3月28日

建設業許可・経営事項審査 関係各位
茨城県建設産業団体連合会
茨城県行政書士会
各市町村契約担当課

監理課建設業 G

東北地方太平洋沖地震による災害の被害者に係る許可等の有効期間の延長について

東北地方太平洋沖地震による災害について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号。以下「法」という。)第3条に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置(平成23年3月11日以後に満了する許可等の有効期間の延長)が適用されることとなりました。

(国土交通省関係の当該措置の適用対象についても、対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を指定することを平成23年3月23日に告示されております)

上記に伴い、茨城県知事許可の建設業者について、以下のとおり満了日の延長を行いますので、お知らせします。

記

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく許可 (平成23年3月11日以後の許可満了日)	県内に主たる営業所を有する者	平成23年8月31日
建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく変更等届出等 (平成23年3月11日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(変更の届出義務等))	県内に主たる営業所を有する者	平成23年6月30日
建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査	県内に主たる営業所を有する者	平成23年8月31日

注) 詳しくは、別添資料をご参照ください。

国総建第315号

平成23年3月23日

茨城県知事 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

東北地方太平洋沖地震による災害の発生に伴う 建設業法上の特例措置等について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害（同月12日に長野県北部で発生した地震による災害を含む。以下「震災」という。）については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「権利利益保全法」という。）に基づき、同月13日付けで公布・施行された平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号。以下「政令」という。）及び同月23日付け国土交通省告示第298号（以下「告示」という。）に基づき、権利利益保全法第3条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置及び同法第4条に基づく期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなりました。

建設業法（昭和24年法律第100号）上の特例措置の内容及び留意点等は下記のとおりですので、貴職におかれましてはその趣旨を十分ご理解の上、所管の建設工事の発注に当たって、適切な事務処理に努められるようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管下市町村等に対しても、周知をお願いいたします。

記

1. 許可の有効期間の延長について（権利利益保全法第3条関係）

特定被災地域（岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の区域並びに青森県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県の区域のうち、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。）内に主たる営業所を有する者に係る建設業法第3条第1項の規定に基づく建設業の許可（平成23年3月11日から同年8月30日の間に許可の有効期間が満了するものに限り、同年3月10日までに更新を受けた場合を除く。）については、告示により、その有効期間の満了日を一律に同年8月31日に延長することとした。

なお、上記のほか、許可行政庁は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき、震災の被害者（直接被災した場合だけでなく、交通機関の遮断や事務を処理する行政側が被災したことにより、所要の手続きがとれなかった等、間接的な被害を受けた場合も含む。以下同じ。）が、有効期間の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に有効期間を満了してい

る場合も含む。)について、同年8月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

2. 変更等の届出について（権利利益保全法第4条関係）

震災により、建設業法第11条及び第12条の規定に基づく変更等の届出（届出を行うべき期限が平成23年3月11日から同年6月29日までに到来するものに限る。）をその期限までに行うことができなかった者については、政令に基づき、同年6月30日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

3. 経営事項審査の有効期間の延長について（権利利益保全法第3条関係）

特定被災地域内に主たる営業所を有する者に係る建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査（平成23年3月11日から同年8月30日までに直近の経営事項審査の有効期間が満了するもの（直近の経営事項審査が平成21年8月11日から平成22年1月30日を審査基準日とするもの）に限る。）については、告示により、その有効期間の満了日を一律に同年8月31日に延長することとした。

なお、上記のほか、許可行政庁は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき、震災の被害者が、有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に有効期間を満了している場合も含む。）について、同年8月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4. 監理技術者資格者証の有効期間の延長について（権利利益保全法第3条関係）

特定被災地域内に住所を有する者に係る建設業法第27条の18第1項の規定に基づく監理技術者資格者証（平成23年3月11日から同年8月30日までに有効期間が満了するものに限る。ただし、同年3月10日までに更新申請がなされ、かつ、同日までに新資格者証を交付された場合を除く。）については、告示により、その有効期間の満了日を一律に同年8月31日に延長することとした。

なお、上記のほか、国土交通大臣は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき、震災の被害者が、有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に有効期間を満了している場合も含む。）について、同年8月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

5. 監理技術者講習の受講について（権利利益保全法第4条関係）

建設業法第26条第3項の規定により専任で配置すべき監理技術者については、震災により、同条第4項の登録を受けた講習（以下「監理技術者講習」という。）を受講することができず、平成23年3月11日から同年6月29日までの間に、直近に受講した監理技術者講習から5年が満了した場合であっても、政令に基づき、同年6月30日までに受講していれば、専任の監理技術者の配置義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

このため、原則として特定被災地域内に住所を有する者については、監理技術者講習の期限が同年3月11日から同年6月29日までに到来する場合であっても、同年6月30日までの間は、専任の監理技術者として配置しても差し支えないこととし（監理技術者資格者証は4のとおり別途必要。）、

特定被災地域内に住所を有さない者であっても、震災によるやむを得ない事情が認められる場合には本特例の対象として取り扱うこととする。

6. 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等について（権利利益保全法第4条関係）

震災により、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第3条第1項の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び同法第4条第1項の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出（平成23年3月31日を基準日とする供託及び届出に限る。）をその期限までに行うことができなかった者については、政令に基づき、同年6月30日までに当該供託及び届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

このため、原則として特定被災地域内に主たる営業所を有する者については、本特例措置の対象として取り扱うこととし、特定被災地域内に主たる営業所を有さない者であっても、震災によるやむを得ない事情が認められる場合には本特例の対象として取り扱うこととする。ただし、特定被災地域内に主たる営業所以外の営業所を有する者が、期限までに供託すべき額又は届出すべき内容を確定することができない場合については、原則として、基準日時点において把握可能な範囲で期限内に供託又は届出を行った上で、同年6月30日までに供託すべき額又は届出内容を確定させ、要すれば、不足額の供託及び届出内容の修正をするものとする。

7. その他

主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）については、上記の他、監理技術者制度運用マニュアルにおいて、以下のとおり取り扱うこととされているので留意されたい。

- 監理技術者等の途中交代について

震災により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合には、発注者と発注者から直接建設工事を請け負った建設業者との協議により、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合には、工期途中で監理技術者等を交代させても差し支えないこと。

- 恒常的な雇用関係の取扱いについて

国、地方公共団体等が発注する建設工事を発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であるが、震災により、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生または拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこと。

建 指 第 1 3 号
平成 2 3 年 4 月 7 日

社団法人茨城県建築士会長 殿
社団法人茨城県建築士事務所協会長 殿
茨城県行政書士会長 殿
社団法人茨城県宅地建物取引業協会長 殿
社団法人全日本不動産協会茨城県本部長 殿

茨城県土木部都市局建築指導課長

東日本大震災の被災者に対する都市計画法第 2 9 条に基づく開発許可申請等に
係る手数料免除について（通知）

開発許可行政の推進につきましては、日頃よりご協力いただきありがとうございます。

さて、県では、このたびの震災によって滅失又は破損した住宅について移築又は建替等を行うにあたって、都市計画法第 2 9 条の規定に基づく開発行為許可、同法第 4 2 条第 1 項ただし書及び第 4 3 条の規定に基づく建築等の許可、並びに、都市計画法施行規則第 6 0 条の規定に基づく開発行為（建築等）に関する証明に係る申請をする場合、茨城県手数料徴収条例第 5 条の規定に基づき、別紙の内容により、当該申請に係る手数料を免除することとしました。

つきましては、貴会会員への周知について、特段のご配慮をお願いいたします。

東日本大震災の被災者に対する 開発許可申請等に係る手数料免除について

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びその余震によって滅失し又は破損した住宅について、移築又は建替等を行うにあたって、都市計画法に基づく開発行為の許可等に係る申請をする場合、茨城県手数料徴収条例第5条の規定により、当該申請に係る手数料を免除することとします。

○対象者

市町村長から今回の地震による建築物のり災証明書（被害程度が半壊以上に限る。）の発行を受け、被災した日から起算して1年以内に建築物の工事に着手する者。

＜免除対象手数料＞

被災した住宅の移築又は建替等にあたって生じる下記の手数料

- (1) 開発行為許可申請手数料（都市計画法（以下「法」という。）第29条）
- (2) 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第42条第1項ただし書）
- (3) 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第43条）
- (4) 開発行為（建築等）に関する証明手数料（法施行規則第60条）

＜申請の方法＞

別紙様式により、市町村長が発行したり災証明書（被害程度が半壊以上に限る。）を添付のうえ、開発許可等に係る申請と同時に行ってください。

【問合せ先】

※市が許可権者となる場合（特例市又は事務処理市）については、各市の開発担当課に直接お問い合わせください。（免除の有無及び内容が異なる場合があります。）

所管部署	TEL
茨城県土木部都市局建築指導課	029-301-4732
県民センター総室県央建築指導室	029-301-4784
県北県民センター建築指導課	0296-80-3344
鹿行県民センター建築指導課	0291-33-4133
県南県民センター建築指導課	029-822-8519
県西県民センター建築指導課	0296-24-9149

※特例市…水戸市、つくば市

※事務処理市…日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、那珂市、筑西市、坂東市、神栖市、鉾田市、小美玉市

様式

開発許可等に係る申請手数料免除申請書

		年 月 日
茨城県知事 殿		
申請者 住所 氏名		印
<p>茨城県手数料徴収条例(平成12年茨城県条例第9号)第5条の規定に基づき、(都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条, 第42条第1項ただし書, 第43条, 都市計画法施行規則(昭和44年省令第49号)第60条)の規定による開発許可等に係る申請手数料の免除を受けたいので申請します。</p>		
1 代理者住所 氏名		
2 申請地の所在		
3 建築物の工事に着手する日		
4 申請理由		
5 申請区域の面積	m ²	手数料の免除額 円
※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 承認欄 年 月 日 第 号

備考1 ※印欄は記入しないこと。

2 市町村の発行する罹災証明書(被害程度が半壊以上に限る。)を添付すること。

3 開発許可等に係る申請書と同時に提出すること。

建 指 第1124号
平成23年4月15日

茨城県行政書士会長 殿

茨城県土木部長

開発行為の一体性の判断基準の一部改正について（通知）

このことについて、下記のとおり基準を一部改正し、平成23年5月1日から施行することとしましたので取扱いにご留意願います。

記

- 1 開発行為の一体性の判断基準の一部改正について：別添1
- 2 開発行為の一体性の判断基準【改正後】：別添2
- 3 開発行為の一体性の判断基準新旧対照表：別添3

担当：茨城県土木部都市局建築指導課
宅地グループ
電話 029-301-4732

(別添1)

開発行為の一体性の判断基準の一部改正について

【改正基準】

開発行為の一体性の判断基準 (平成18年12月15日 土木部長決裁)

(1) 改正理由

- 市街化調整区域において、先行した開発行為等の完了日から1年以内に行う自己用住宅等の開発許可申請が、隣接地にされた場合の一体開発の取り扱いについて明確にするため。

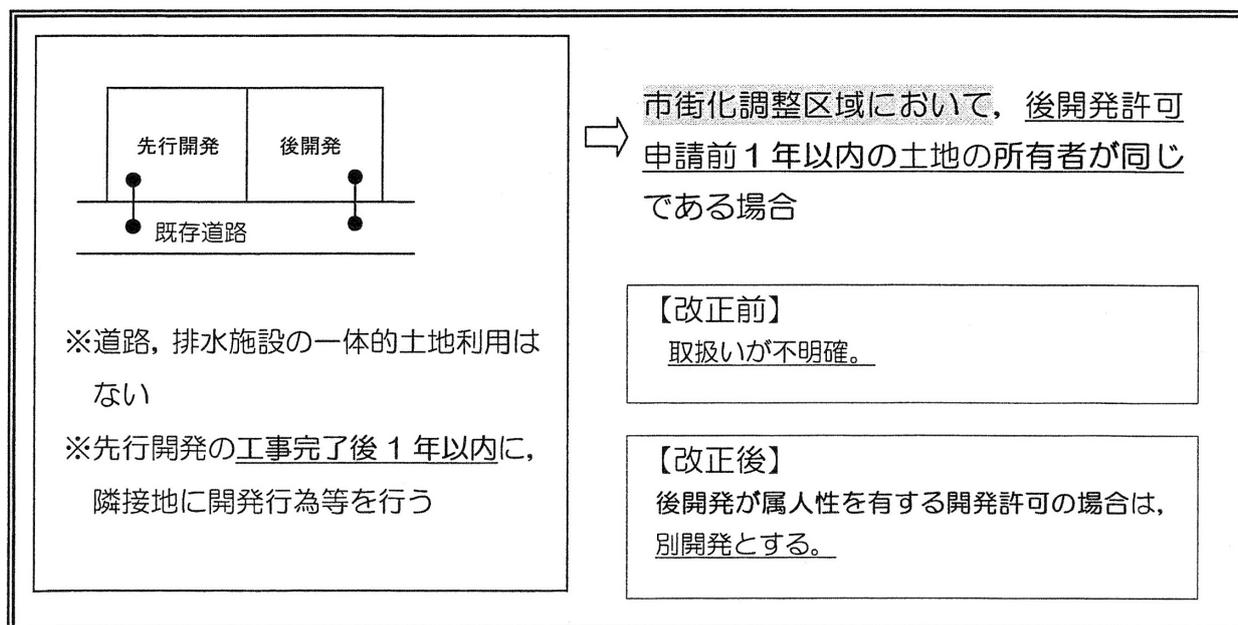
(2) 主な改正点

- 市街化調整区域において、法第34条第12号等に基づく属人性を有する基準（条例施行規則第11条に規定する既存集落内の自己用住宅等）に基づき自己用住宅等の開発許可を受けようとする場合、判断基準「2. 開発事業者等について」において、元の土地所有者が同一であっても、開発事業者等（開発事業者若しくは土地所有者）が実質的に同一でないと取り扱う。

(3) 施行日

平成23年5月1日施行

【改正の概要】



※1 「隣接地」

- 一団の土地を分割する開発行為において、利用不可能の残地で開発区域を区分した場合でも、一体的な土地利用があると見られる場合には、隣接地として判断するものとする。

※2 「開発行為等」

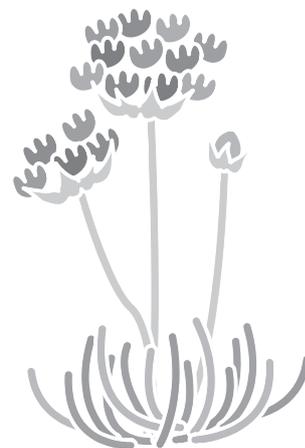
- 都市計画法第 29 条の規定による開発行為。
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定
- 建築基準法第 6 条及び第 6 条の 2 の規定による建築確認（区画形質の変更がある場合）

※3 「開発事業者等が実質的に同一である」

- 同一の工事施行者が同時期に一体的な造成工事を行う場合については、開発事業者等が実質的に同一であると取扱う。

付則

- (1) この基準は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。
- (2) この基準は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。



【参考図】

一体開発とみなす場合

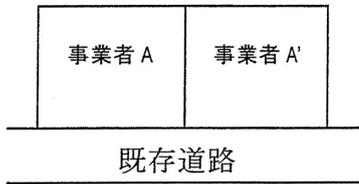


図1 【2のケース】

- ・工事施行時期が近接^{※注1}かつ
- ・開発事業者等が実質的に同じ場合

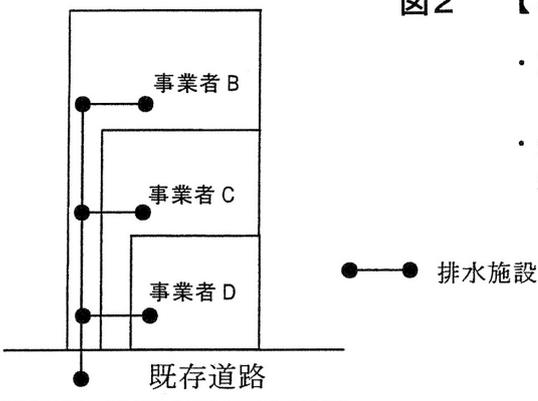


図2 【3のケース】

- ・工事施行時期が近接^{※注1}かつ
- ・公共公益施設^{※注2}の一体的土地利用がある場合

一体開発とみなさない場合

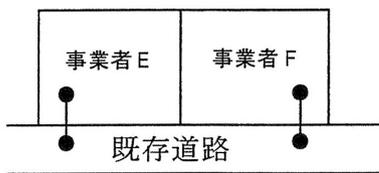


図3 【2, 3ではないケース】

- ・工事施行時期が近接^{※注1}しているが、開発事業者等が別であり、公共公益施設^{※注2}の一体的土地利用がない場合

隣接地とみなす場合 ※1

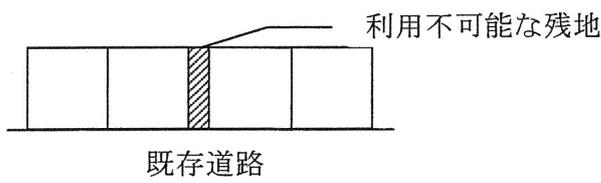


図4

- ・利用不可能な残地で開発区域を区分した場合

※注1 先行する開発行為等の完了から1年以内
 ※注2 道路, 排水施設等

別添 3

開発行為の一体性の判断基準 新旧対照表

改正案	現行
<p>平成 18 年 12 月 15 日 土木部長 決 裁 最終改正 平成 23 年 5 月 1 日</p> <p>開発行為の一体性の判断基準</p> <p>隣接地^{※1}（後発開発地）を開発する場合において一体の開発行為として取扱うのは、工事施行時期が近接した開発行為^{※2}で、かつ開発事業者若しくは土地所有者（以下「開発事業者等」という。）が実質的に同一である場合、又は公共公益施設（道路、排水施設等）の一体的土地利用がある場合とし、以下により判断するものとする。</p> <p>1. 工事施行時期について 工事施行時期が近接した開発行為等とは、先行する開発行為等の完了日から1年以内に行う開発行為等とする。</p> <p>開発行為等の完了日とは、開発行為については開発行為の完了公告日、建築基準法第42条第1項第5項に基づく道路位置指定については道路位置指定の公告日、建築物の完了については建築基準法第7条第5項に基づく検査済証の交付日、又は建築物の登記日とする。</p> <p>2. 開発事業者等について 開発事業者等が実質的に同一である場合、又は土地所有者が同一である場合とする。 （所在地が同一若しくは役員が重複している法人又はグループ企業等である場合、その他、個人、法人を問わず客観的に判断して同一と認められる場合も含む。） また、土地所有者については、申請前1年以内の所有者が同一である場合は実質的に同一であるとみなす。（市街化調整区域において、都市計画法第34条第12号等に基づく属人性を有する立地基準に該当し、</p>	<p>平成 18 年 12 月 15 日 土木部長 決 裁</p> <p>開発行為の一体性の判断基準</p> <p>隣接地（後発開発地）を開発する場合において一体の開発行為として取扱うのは、工事施行時期が近接している場合で、かつ開発事業者若しくは土地所有者（以下「開発事業者等」という。）が実質的に同一である場合は公共公益施設[※]の一体的土地利用がある開発行為とし、以下により判断するものとする。</p> <p>1. 工事施行時期について 先行する開発行為等の完了日から1年以内に行う開発行為の場合は、先行する開発区域を含めて一体開発として取扱う。 なお、開発行為等の完了日とは、開発行為については開発行為の完了公告日、建築基準法第42条第1項第5項に基づく道路位置指定については道路位置指定の公告日、建築物の完了については建築基準法第7条第5項に基づく検査済証の交付日、又は建築物の登記日とする。</p> <p>2. 開発事業者等について 開発事業者等が実質的に同一である場合は、先行する開発区域を含めて一体開発として取扱う。 なお、実質的に同一とは、所在地が同一若しくは役員が重複している法人又はグループ企業等である場合、その他、個人、法人を問わず客観的に判断して同一と認められる場合とする。 また、土地所有者については、申請前1年以内の所有者が同一である場合は実質的に同一であるとみなす。</p>

ては、開発事業者等が実質的に同一であると取扱う。

付則

(1) この基準は、平成19年2月1日から施行する。

(2) この基準は、平成23年5月1日から施行する。



建指第 1125号
平成23年4月15日

茨城県行政書士会長 殿

茨城県土木部長

都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可の適正な執行について（通知）

このことについて、別紙のとおり、茨城県開発審査会が、「開発許可を受けることなく、事前着工により非自己用の一連の開発行為を行った土地の一部に、単体としては一見合法的な自己用住宅の開発行為の申請を行うことは認められない」旨の裁決をした事案がありました。

つきましては、今後とも開発許可の適正な執行について、ご配慮願います。

また、貴会員に対して本通知の周知をしていただくようお願いいたします。

連絡先

茨城県土木部都市局建築指導課
宅地グループ

TEL 029-301-4732

事案概要

【審査請求人】

土地（宅地分譲地）を買い受け、自己用住宅の開発許可申請を行った者

【審査請求の提起日】

平成 22 年 2 月 24 日

【審査請求の主旨】

申請に対して開発許可権者（ひたちなか市）が行った不許可処分を不服として、茨城県開発審査会に当該処分の取り消しを求めた。

【審査請求に係る土地】

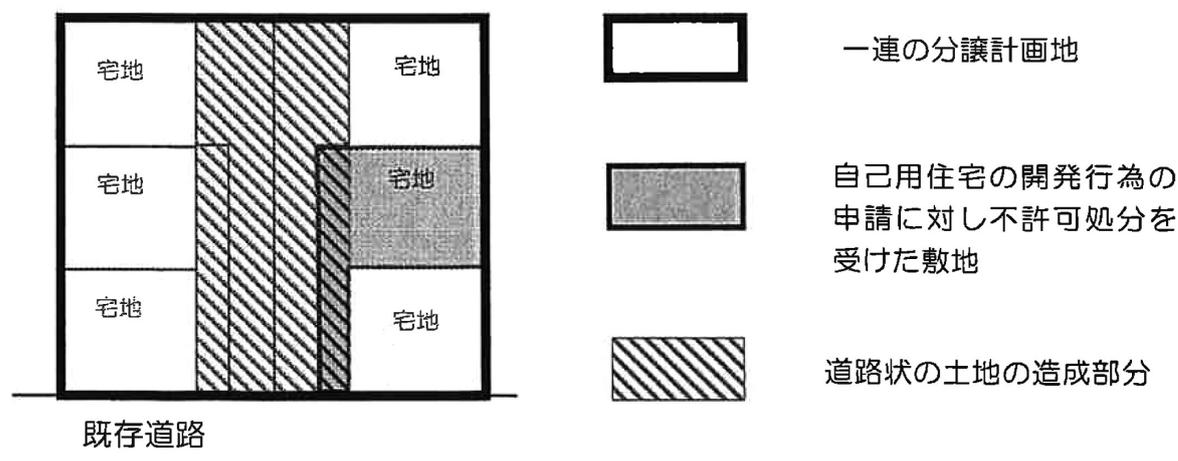
ひたちなか市大字津田地内（市街化調整区域）

※開発許可申請者以外の者が、ほぼ正方形の土地と道路上の土地の区画割りをする一連の宅地分譲計画を立て、都市計画法（以下「法」という。）第 29 条第 1 項の許可を受けることなく、道路状の土地の造成、宅地の荒造成を行い、給水及び各区画の排水工事に着手していた。

【審査会の判断】

宅地分譲地を買い受けた者による開発許可申請は、実際には自分以外の者が行った宅地分譲を目的とする開発行為（いわゆる非自己用目的の開発行為）の一部であり、許可条件である法第 34 条各号のいずれにも該当せず、かつ、開発行為の事前着工を行っていたのであるから法第 29 条第 1 項の許可を得られないことは当然であるとし、審査請求を棄却した。

《参考図》



建指第1123号
平成23年4月15日

茨城県行政書士会長 殿

茨城県土木部長

市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準の一部改正について（通知）

このことについて、下記のとおり基準を一部改正し、平成23年5月1日から施行することとしましたので取扱いにご留意願います。

記

- 1 市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準の一部改正について：別添1
- 2 市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準【改正後】：別添2
- 3 市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準の新旧対照表：別添3

担当：茨城県土木部都市局建築指導課
宅地グループ
電話 029-301-4732

別添1

市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準の一部改正について

【改正基準】

市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準 (昭和53年8月24日施行)
(平成21年5月1日最終改正)

(1) 改正理由

- 社会福祉法第2条に総括的に定義(別添参照)されている社会福祉施設について、根拠法各条項に定義された範囲を超える用途の変更等がある場合は、都市計画法の用途変更許可が必要であると取り扱っているが、社会福祉施設の多様な需要に対応するため、用途変更許可が必要な範囲を緩和する。

(2) 主な改正点

- 既存の社会福祉施設と変更しようとする社会福祉施設を規定している根拠法が同じ場合は、用途変更許可を必要としないものとする。ただし、入所系施設と通所系施設との変更を伴う場合は除くものとする。【基準 3.(6)の改正】

(3) 施行日

平成23年5月1日施行

【改正の概要】

保育所(児童福祉法第39条第1項)に放課後児童クラブ(児童福祉法第2条の2第2項 放課後児童健全育成事業)を追加する場合

【改正前】

根拠法条文が異なるため、用途変更許可が必要

【改正後】

根拠法が同じであり、入所系・通所系の変更がないため用途変更許可は必要なし

別添 2

市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準

施行	昭和 53 年	8 月 24 日
改正	昭和 57 年	7 月 9 日
改正	昭和 62 年	8 月 27 日
改正	平成 7 年	10 月 1 日
改正	平成 12 年	4 月 1 日
改正	平成 16 年	2 月 1 日
改正	平成 17 年	5 月 1 日
改正	平成 18 年	4 月 1 日
改正	平成 19 年	2 月 1 日
改正	平成 19 年	10 月 24 日
改正	平成 21 年	4 月 1 日
改正	平成 23 年	5 月 1 日

1. 都市計画法における増築について

次の各号による増築は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 4 条又は法第 43 条の許可を要する新築又は改築としては取り扱わない。

(1) 下記の土地において増築する場合はイ又はロのいずれかによる。

- ① 線引日に既に存する建築物の敷地
- ② 線引日以降に法第 29 条若しくは法第 43 条により許可（法第 34 条の 2、法第 43 条第 3 項の協議（以下「特例協議」という。）を含む。）を受けた区域
- ③ 既存宅地（旧法第 43 条第 1 項第 6 号ロ）の確認を受けた区域
- ④ 平成 19 年 10 月 1 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した郵便事業の用に供する施設である建築物の敷地
- ⑤ 平成 19 年 11 月 30 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校（大学、専修学校及び各種学校を除く。以下「学校」という。）の敷地
- ⑥ 平成 19 年 11 月 30 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する助産所、診療所又は病院（以下「医療施設」という。）の敷地
- ⑦ 平成 19 年 11 月 30 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する更生保護施設（以下「社会福祉施設」という。）の敷地
- ⑧ 平成 19 年 11 月 30 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した庁舎等の建築物の敷地
- ⑨ 平成 19 年 11 月 30 日の前に国、県等の開発行為等として開発許可等の適用除外を受け立地した建築物の敷地

イ 線引日時点における既存の建築物又は許可時若しくは既存宅地確認時の予定建築物の延べ面積を 50% を限度として増加させること。

ロ 建ぺい率 50%、容積率 100% を限度として増築すること。

- (2) 上記 (1) の建築物の高さの限度は 10m とする。なお、従前の建築物が 10m を超えていた場合は、従前の建築物の高さまでとする。ただし、階数が 3 以下で、建築基準法別表第 4 第一項（は）欄及び（に）欄 (1) 号の基準を満足する建築物については、この限りでない。
- (3) 戸建専用住宅にあっては、上記 (1) の定めにかかわらず建築基準法の規定するところによるものとする。
- (4) 法第 34 条第 1 号に該当する店舗については、上記 (1) 及び (2) によるほか、業務の用に供する部分の増築後の延べ面積は、同号の許可基準に規定する業務の用に供する部分の面積を限度とする。
- (5) 法第 34 条第 9 号に該当するドライブインについては、上記 (1) 及び (2) によるほか、同一敷地内に駐車場を 8 台以上かつ店舗面積の 3 倍以上確保すること。
- (6) 法第 34 条第 11 号及び第 12 号に該当する施設については、上記 (1) 及び (2) によるほか、当初許可時の許可基準の規定するところによるものとする。
- (7) 法第 41 条第 1 項で建ぺい率等の指定をしている場合は前号の定めによらない。
- (8) 線引日以降に法第 29 条第 1 項第 11 号及び法第 43 条第 1 項第 5 号で定める通常管理行為、軽易な行為、その他の行為（以下「軽易な行為等」という。）により新築した場合の土地の区域については、上記 (1) の基準によらず、軽易な行為等の取り扱い基準を限度とする。また、線引日以降に軽易な行為等により用途変更をした場合、その用途変更をした部分の増築の面積は、軽易な行為等の取り扱い基準を限度とする。

- (9) 上記(1)④の上記(1)イの「線引日」は「平成19年10月1日」と読み替える。
 (10) 上記(1)⑤⑥の上記(1)イの「線引日」は「平成19年11月30日」と読み替える。
 (11) 法第34条第1号に該当する社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設（以下「社会福祉法第2条施設」という。）で入所系施設の増築後の定員は、30人未満とする。

2. 法第42条又は法第43条の許可のいらない改築について

従前の建築物又は第一種特定工作物の全部若しくは一部を除去し又は災害等による従前の建築物等の全部若しくは一部が滅失した場合において、従前の建築物と規模、構造、用途がほとんど同様の建築物等の建築等をする場合については、法第42条又は法第43条の許可を要しない改築として取扱うこととし、「ほとんど同様」の範囲を次のように定める。

- (1) 規模……上記1と同様とする。
 (2) 構造……原則として階数の変更、構造部材等の変更があってもよい。
 (3) 用途……従前と同一であるもの。

3. 法第42条又は法第43条の許可のいらない用途変更について

- (1) 線引日以降に法第29条又は法第43条により許可を受けて適法に立地し、かつ現に適法に使用されている以下の建築物については、当該許可時の使用目的、条件等を変更せずに申請人のみ変更する場合は、用途変更としては取扱わない。ただし、イ、ホ及びヘについては、以前に同趣旨の茨城県開発審査会付議基準第3の2に定める包括承認基準（以下「包括基準」という。）により許可を受けて建築した建築物を含むものとする。

イ 包括基準3、同基準8又は同基準12により許可を受け建築した建築物

ロ 法第34条第1号により許可を受け建築した建築物（店舗併用住宅の場合は当該住宅の立地要件が属人性を有しないものに限る）

ハ 法第34条第2号、第4号又は第7号から第10号までにより許可を受け建築した建築物。

ニ 法第34条第11号により許可を受け建築した建築物又は茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成14年茨城県条例26号。以下「条例」という）第6条第1項第1号若しくは第2号に該当するものとして法第34条第12号により許可を受け建築した建築物

ホ 条例第6条第1項第7号に該当するものとして法第34条第12号により許可を受け建築した建築物

ヘ 条例第6条第1項第6号に該当するものとして法第34条第12号により許可を受け建築した建築物のうち、当初許可が上記イからホまで又は下記(2)に該当するもの

- (2) 線引日に既に存する建築物及び既存宅地の確認を受けて建築した建築物については、申請人、使用者の変更（自己用に限定して都市計画法施行規則第60条による証明を受けたものは自己用に限定）を用途変更として取扱わない。

- (3) 平成19年10月1日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した郵便事業の用に供する施設である建築物については、申請人、使用者の変更を用途変更として取扱わない。

- (4) 平成19年11月30日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した学校、医療施設、社会福祉施設、庁舎等の建築物については、申請人、使用者の変更を用途変更として取扱わない。

- (5) 平成19年11月30日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した国、県等の建築物については、申請人、使用者の変更を用途変更として取扱わない。

- (6) 適法に立地し、かつ現に適法に使用されている次の各号に掲げる建築物については、それぞれ当該各号に定める建築物に変更する場合は、用途変更として取扱わない。

イ 法第34条第1号許可基準[I]による許可を受け立地した建築物

許可を受け立地した建築物と法第34条第1号許可基準[I]第3(1)、(2)及び(4)の各区分が同じ区分の用に供する建築物

ロ 開発許可等の適用除外を受け立地し、現行の法第34条第1号許可基準[I]に適合する建築物

適用除外を受け立地した建築物と法第34条第1号許可基準[I]第3(1)、(2)及び(4)の各区分が同じ区分の用に供する建築物

ハ 法第34条第1号許可基準[I]により許可を受け立地した社会福祉法第2条に規定する社会福祉法第2条施設、又は包括基準15により許可を受けた社会福祉施設

許可を受け立地した社会福祉施設と変更しようとする社会福祉施設を規定する各根拠法が同じ施設（入所系施設と通所系施設の変更を伴う場合は除く。ただし、入所系施設で定員30人未満については、通所系施設とみなす。）

ニ 開発許可等の適用除外を受け立地した社会福祉施設

適用除外を受け立地した社会福祉施設と変更しようとする社会福祉施設を規定する各根拠法が同じ施設（入所系施設と通所系施設の変更を伴う場合は除く。ただし、入所系施設

で定員 30 人未満については，通所系施設とみなす。）

ホ 法第 34 条第 1 号許可基準[Ⅱ]による許可を受け立地した建築物

許可を受け立地した建築物と法第 34 条第 1 号許可基準[Ⅱ]第 3 (1) に掲げる対象業種の中分類上で同じ業種の用に供する建築物(用途変更後の敷地面積が許可要件の敷地面積内のものに限る。)

注) 1 (1) ⑥の「国，県等の開発行為等として開発行為等の適用除外を受け立地した建築物」とは，平成 19 年 11 月 30 日の前は，開発行為等の適用除外の対象であったが，現在は，許可又は特例協議対象となっている建築物をいう。



別添3

市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準 新旧対照表

改正案	現行
<p>市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準</p> <p>施行 昭和53年 8月24日 改正 昭和57年 7月9日 改正 昭和62年 8月27日 改正 平成7年 10月1日 改正 平成12年 4月1日 改正 平成16年 2月1日 改正 平成17年 5月1日 改正 平成18年 4月1日 改正 平成19年 2月1日 改正 平成19年 10月24日 改正 平成21年 4月1日 改正 平成23年 5月1日</p> <p>1. 都市計画法における増築について 次の各号による増築は、<u>都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）</u>第42条又は法第43条の許可を要する新築又は改築としては取り扱わない。</p> <p>(1) 下記の土地において増築する場合はイ又はロのいずれかによる。 ① 線引日に既に存する建築物の敷地 ② 線引日以降に<u>法</u></p>	<p>市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準</p> <p>施行 昭和53年 8月24日 改正 昭和57年 7月9日 改正 昭和62年 8月27日 改正 平成7年 10月1日 改正 平成12年 4月1日 改正 平成16年 2月1日 改正 平成17年 5月1日 改正 平成18年 4月1日 改正 平成19年 2月1日 改正 平成19年 10月24日 改正 平成21年 4月1日</p> <p>1. 都市計画法における増築について 次の各号による増築は、<u>法</u> <u>第42条又は法第43条の許可を要する新築又は改築としては取り扱わない。</u></p> <p>(1) 下記の土地において増築する場合はイ又はロのいずれかによる。 ① 線引日に既に存する建築物の敷地 ② 線引日以降に<u>都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」</u></p>

<p>.....第29条若しくは法第43条により許可（法第34条の2、法第43条第3項の協議（以下「特例協議」という。）を含む。）を受けた区域</p> <p>③ 既存宅地（旧法第43条第1項第6号口）の確認を受けた区域</p> <p>④ 平成19年10月1日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した郵便事業の用に供する施設である建築物の敷地</p> <p>⑤ 平成19年11月30日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校（大学、専修学校及び各種学校を除く。以下「学校」という。）の敷地</p> <p>⑥ 平成19年11月30日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した医療法（昭和23年法律第205号）に規定する助産所、診療所、病院、社会福祉事業の用に供する施設、更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第1項に規定する更生保護施設、庁舎等の建築物の敷地</p>	<p>.....第29条若しくは法第43条により許可（法第34条の2、法第43条第3項の協議（以下「特例協議」という。）を含む。）を受けた区域</p> <p>③ 既存宅地（旧法第43条第1項第6号口）の確認を受けた区域</p> <p>④ 平成19年10月1日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した郵便事業の用に供する施設である建築物の敷地</p> <p>⑤ 平成19年11月30日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校（大学、専修学校及び各種学校を除く。以下「学校」という。）の敷地</p> <p>⑥ 平成19年11月30日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した医療法（昭和23年法律第205号）に規定する助産所、診療所又は病院（以下「医療施設」という。）の敷地</p> <p>⑦ 平成19年11月30日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第1項に規定する更生保護施設（以下「社会福祉施設」という。）の敷地</p> <p>⑧ 平成19年11月30日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した庁舎等の建築物の敷地</p> <p>⑨ 平成19年11月30日の前に国、県等の開発行為等として開発許可等の適用除外を受け立地した建築物の敷地</p> <p>イ 線引日時点における既存の建築物又は許可時若しくは既存宅地確認時の予定建築物の延べ面積を50%を限度として増加させること。</p> <p>ロ 建ぺい率50%、容積率100%を限度として増築すること。</p> <p>(2) 上記(1)の建築物の高さの限度は10mとする。なお、従前の建築物が10mを超えていた場合は、従前の建築物の高さまでとする。ただし、</p>
<p>という。）第29条若しくは法第43条により許可（法第34条の2、法第43条第3項の協議（以下「特例協議」という。）を含む。）を受けた区域</p> <p>③ 既存宅地（旧法第43条第1項第6号口）の確認を受けた区域</p> <p>④ 平成19年10月1日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した郵便事業の用に供する施設である建築物の敷地</p> <p>⑤ 平成19年11月30日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校（大学、専修学校及び各種学校を除く。以下「学校」という。）の敷地</p> <p>⑥ 平成19年11月30日の前に国、県等の開発行為等として開発許可等の適用除外を受け立地した建築物の敷地</p> <p>イ 線引日時点における既存の建築物又は許可時若しくは既存宅地確認時の予定建築物の延べ面積を50%を限度として増加させること。</p> <p>ロ 建ぺい率50%、容積率100%を限度として増築すること。</p> <p>(2) 上記(1)の建築物の高さの限度は10mとする。なお、従前の建築物が10mを超えていた場合は、従前の建築物の高さまでとする。ただし、</p>	<p>.....第29条若しくは法第43条により許可（法第34条の2、法第43条第3項の協議（以下「特例協議」という。）を含む。）を受けた区域</p> <p>③ 既存宅地（旧法第43条第1項第6号口）の確認を受けた区域</p> <p>④ 平成19年10月1日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した郵便事業の用に供する施設である建築物の敷地</p> <p>⑤ 平成19年11月30日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校（大学、専修学校及び各種学校を除く。以下「学校」という。）の敷地</p> <p>⑥ 平成19年11月30日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した医療法（昭和23年法律第205号）に規定する助産所、診療所又は病院（以下「医療施設」という。）の敷地</p> <p>⑦ 平成19年11月30日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第1項に規定する更生保護施設（以下「社会福祉施設」という。）の敷地</p> <p>⑧ 平成19年11月30日の前に国、県等の開発行為等として開発許可等の適用除外を受け立地した建築物の敷地</p> <p>イ 線引日時点における既存の建築物又は許可時若しくは既存宅地確認時の予定建築物の延べ面積を50%を限度として増加させること。</p> <p>ロ 建ぺい率50%、容積率100%を限度として増築すること。</p> <p>(2) 上記(1)の建築物の高さの限度は10mとする。なお、従前の建築物が10mを超えていた場合は、従前の建築物の高さまでとする。ただし、</p>

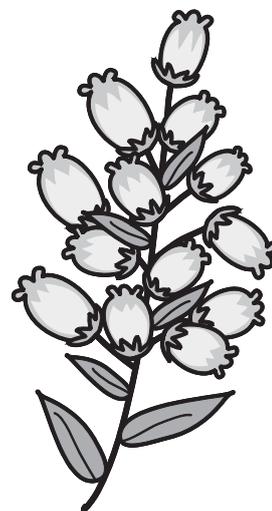
<p>階数が3以下で、建築基準法別表第4第1項(は)欄及び(に)欄(1)号の基準を満足する建築物については、この限りでない。</p> <p>(3) 戸建専用住宅にあつては、上記(1)の定めにかかわらず建築基準法の規定するところによるものとする。</p> <p>(4) 法第34条第1号に該当する店舗については、上記(1)及び(2)によるほか、業務の用に供する部分の増築後の延べ面積は、同号の許可基準に規定する業務の用に供する部分の面積を限度とする。</p> <p>(5) 法第34条第9号に該当するドライブインについては、上記(1)及び(2)によるほか、同一敷地内に駐車場を8台以上かつ店舗面積の3倍以上確保すること。</p> <p>(6) 法第34条第11号及び第12号に該当する施設については、上記(1)及び(2)によるほか、当初許可時の許可基準の規定するところによるものとする。</p> <p>(7) 法第41条第1項で建ぺい率等の指定をしている場合は前号の定めによらない。</p> <p>(8) 線引日以降に法第29条第1項第11号及び法第43条第1項第5号で定める通常の管理行為、軽易な行為、その他の行為(以下「<u>軽易な行為等</u>」という。)により新築した場合の土地の区域については、上記(1)の基準によらず、軽易な行為等の取り扱い基準を限度とする。また、線引日以降に軽易な行為等により用途変更をした場合、その用途変更をした部分の増築の面積は、軽易な行為等の取り扱い基準を限度とする。</p> <p>(9) 上記(1)④の上記(1)イの「線引日」は「平成19年10月1日」と読み替える。</p> <p>(10) 上記(1)⑤⑥の上記(1)イの「線引日」は「平成19年11月30日」と読み替える。</p>	<p>階数が3以下で、建築基準法別表第4第1項(は)欄及び(に)欄(1)号の基準を満足する建築物については、この限りでない。</p> <p>(3) 戸建専用住宅にあつては、上記(1)の定めにかかわらず建築基準法の規定するところによるものとする。</p> <p>(4) 法第34条第1号の店舗については、上記(1)及び(2)によるほか、業務の用に供する部分の増築後の延べ面積は、同号の許可基準に規定する業務の用に供する部分の面積を限度とする。</p> <p>(5) 法第34条第9号のドライブインについては、上記(1)及び(2)によるほか、同一敷地内に駐車場を8台以上かつ店舗面積の3倍以上確保すること。</p> <p>(6) 法第34条第11号及び第12号の施設については、上記(1)及び(2)によるほか、当初許可時の許可基準の規定するところによるものとする。</p> <p>(7) 法第41条第1項で建ぺい率等の指定をしている場合は前号の定めによらない。</p> <p>(8) 線引日以降に法第29条第1項第11号及び法第43条第1項第5号で定める通常の管理行為、軽易な行為、その他の行為により(以下「<u>軽易な行為等</u>」という。)新築した場合の土地の区域については、上記(1)の基準によらず、軽易な行為等の取り扱い基準を限度とする。また、線引日以降に軽易な行為等により用途変更をした場合、その用途変更をした部分の増築の面積は、軽易な行為等の取り扱い基準を限度とする。</p> <p>(9) 上記(1)④の上記(1)イの「線引日」は「平成19年10月1日」と読み替える。</p> <p>(10) 上記(1)⑤⑥の上記(1)イの「線引日」は「平成19年11月30日」と読み替える。</p>
--	--

<p>(11) 法第 34 条第 1 号に該当する社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設（以下「社会福祉法第 2 条施設」という。）で入所系施設の増築後の定員は、30 人未満とする。</p>	<p>(11) 法第 34 条第 1 号の入所系社会福祉施設 の増築後の定員は、30 人未満とする。</p>
<p>2. 法第 42 条又は法第 43 条の許可のいらない改築について 従前の建築物又は第一種特定工作物の全部若しくは一部を除却し又は災害等による従前の建築物等の全部若しくは一部が滅失した場合において、従前の建築物と規模、構造、用途がほとんど同様の建築物等の建築等をする場合については、法第 4 2 条又は法第 4 3 条の許可を要しない改築として取扱うこととし、「ほとんど同様」の範囲を次のように定める。 (1) 規模……上記 1 と同様とする。 (2) 構造……原則として階数の変更、構造部材等の変更があってもよい。 (3) 用途……従前と同一であるもの。</p>	<p>2. 法第 42 条又は法第 43 条の許可のいらない改築について 従前の建築物又は第一種特定工作物の全部若しくは一部を除却し又は災害等による従前の建築物等の全部若しくは一部が滅失した場合において、従前の建築物と規模、構造、用途がほとんど同様の建築物等の建築等をする場合については、法第 4 2 条又は法第 4 3 条の許可を要しない改築として取扱うこととし、「ほとんど同様」の範囲を次のように定める。 (1) 規模……上記 1 と同様とする。 (2) 構造……原則として階数の変更、構造部材等の変更があってもよい。 (3) 用途……従前と同一であるもの。</p>
<p>3. 法第 42 条又は法第 43 条の許可のいらない用途変更について (1) 線引日以降に法第 29 条又は法第 43 条により許可を受けて適法に立地し、かつ現に適法に使用されている以下の建築物については、当該許可時の使用目的、条件等を変更せずに申請人のみ変更する場合は、用途変更としては取扱わない。ただし、イ、ホ及びびへについては、以前に同趣旨の茨城県開発審査会付議基準第 3 の 2 に定める包括承認基準（以下「包括基準」という。）により許可を受けて建築した建築物を含むものとする。 イ 包括基準 3、同基準 8 又は同基準 12 により許可を受け建築した建築物 ロ 法第 34 条第 1 号により許可を受け建築した建築物（店舗併用住宅の場合は当該住宅の立地要件が属人性を有しないものに限る）</p>	<p>3. 法第 42 条又は法第 43 条の許可のいらない用途変更について (1) 線引日以降に法第 29 条又は法第 43 条により許可を受けて適法に立地し、かつ現に適法に使用されている以下の建築物については、当該許可時の使用目的、条件等を変更せずに申請人のみ変更する場合は、用途変更としては取扱わない。ただし、イ、ホ及びびへについては、以前に同趣旨の包括承認基準により許可を受けて建築した建築物を含むものとする。 イ 茨城県開発審査会付議基準第 3 の 2 に定める包括承認基準 3、同基準 8 又は同基準 12 により許可を受け建築した建築物 ロ 法第 34 条第 1 号により許可を受け建築した建築物（店舗併用住宅の場合は当該住宅の立地要件が属人性を有しないものに限る）</p>

<p>ハ 法第 34 条第 2 号, 第 4 号又は第 7 号から第 10 号までにより許可を受け建築した建築物</p> <p>ニ 法第 34 条第 11 号により許可を受け建築した建築物又は茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例(平成 14 年茨城県条例 26 号。以下「条例」という) 第 6 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当するものとして法第 34 条第 12 号により許可を受け建築した建築物</p> <p>ホ 条例第 6 条第 1 項第 7 号に該当するものとして法第 34 条第 12 号により許可を受け建築した建築物</p> <p>ヘ 条例第 6 条第 1 項第 6 号に該当するものとして法第 34 条第 12 号により許可を受け建築した建築物のうち, 当初許可が上記イからホまで又は下記(2)に該当するもの</p> <p>(2) 線引日に既に存する建築物及び既存宅地の確認を受けて建築した建築物については, 申請人, 使用者の変更(自己用に限定して都市計画法施行規則第 60 条による証明を受けたものは自己用に限る)は用途変更として取扱わない。</p> <p>(3) 平成 19 年 10 月 1 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した郵便事業の用に供する施設である建築物についても, 申請人, 使用者の変更は用途変更として取扱わない。</p> <p>(4) 平成 19 年 11 月 30 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した学校(大学, 専修学校及び各種学校を除く), 医療施設に規定する助産所, 診療所, 病院, 社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設, 更生保護事業法第 2 条第 1 項に規定する更生保護施設, 庁舎等の建築物についても, 申請人, 使用者の変更は用途変更として取扱わない。</p> <p>(5) 平成 19 年 11 月 30 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した国,</p>	<p>ハ 法第 34 条第 2 号, 第 4 号又は第 7 号から第 10 号までにより許可を受け建築した建築物</p> <p>ニ 法第 34 条第 11 号により許可を受け建築した建築物又は茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例(平成 14 年茨城県条例 26 号。以下「条例」という) 第 6 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当するものとして法第 34 条第 12 号により許可を受け建築した建築物</p> <p>ホ 条例第 6 条第 1 項第 7 号に該当するものとして法第 34 条第 12 号により許可を受け建築した建築物</p> <p>ヘ 条例第 6 条第 1 項第 6 号に該当するものとして法第 34 条第 12 号により許可を受け建築した建築物のうち, 当初許可が上記イからホまで又は下記(2)に該当するもの</p> <p>(2) 線引日に既に存する建築物及び既存宅地の確認を受けて建築した建築物については, 申請人, 使用者の変更(自己用に限定して都市計画法施行規則第 60 条による証明を受けたものは自己用に限る)を用途変更として取扱わない。</p> <p>(3) 平成 19 年 10 月 1 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した郵便事業の用に供する施設である建築物については, 申請人, 使用者の変更は用途変更として取扱わない。</p> <p>(4) 平成 19 年 11 月 30 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した学校(大学, 専修学校及び各種学校を除く), 医療施設, 社会福祉施設, 更生保護施設, 庁舎等の建築物については, 申請人, 使用者の変更は用途変更として取扱わない。</p> <p>(5) 平成 19 年 11 月 30 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した国,</p>
--	--

<p>果等の建築物については、申請人、使用者の変更を用途変更として取扱わない。</p> <p>(6) 適法に立地し、かつ現に適法に使用されている次の各号に掲げる建築物については、それぞれ当該各号に定める建築物に変更する場合は、用途変更として取扱わない。</p> <p>イ 法第34条第1号許可基準[Ⅰ]による許可を受け立地した建築物 許可を受け立地した建築物と法第34条第1号許可基準[Ⅰ]第3(1)、(2)及び(4)の各区分が同じ区分の用に供する建築物</p> <p>ロ 開発許可等の適用除外を受け立地し、現行の法第34条第1号許可基準[Ⅰ]に適合する建築物</p> <p>適用除外を受け立地した建築物と法第34条第1号許可基準[Ⅰ]第3(1)、(2)及び(4)の各区分が同じ区分の用に供する建築物</p> <p>ハ 法第34条第1号許可基準[Ⅰ]により許可を受け立地した社会福祉施設、又は包括基準1.5により許可を受けた社会福祉施設、許可を受け立地した社会福祉施設と変更しようとする社会福祉施設を規定する各根拠法が同じ施設（入所施設と通所施設の変更を伴う場合は除く。ただし、入所施設で定員30人未満については、通所施設とみなす。）</p> <p>ニ 開発許可等の適用除外を受け立地した社会福祉施設、適用除外を受け立地した社会福祉施設と変更しようとする社会福祉施設を規定する各根拠法が同じ施設（入所施設と通所施設の変更を伴う場合は除く。ただし、入所施設で定員30人未満については、通所施設とみなす。）</p> <p>ホ 法第34条第1号許可基準[Ⅱ]による許可を受け立地した建築物 許可を受け立地した建築物と法第34条第1号許可基準[Ⅱ]第3(1)に掲げる対象業種の中分類上で同じ業種の用に供する建築物</p>	<p>果等の建築物についても、申請人、使用者の変更は用途変更として扱わない。</p> <p>(6) 適法に立地し、かつ現に適法に使用されている次の各号に掲げる建築物を、それぞれ当該各号に定める建築物に変更する場合は、用途変更として扱わない。</p> <p>イ 法第34条第1号許可基準[Ⅰ]による許可を受け立地した建築物 許可を受け立地した建築物と法第34条第1号許可基準[Ⅰ]第3各号の区分が同じ区分の用に供する建築物</p> <p>ロ 開発許可等の適用除外を受け立地し、現行の法第34条第1号許可基準[Ⅰ]に適合する建築物</p> <p>適用除外を受け立地した建築物と法第34条第1号許可基準[Ⅰ]第3各号の区分が同じ区分の用に供する建築物</p> <p>ハ 法第34条第1号許可基準[Ⅱ]による許可を受け立地した建築物 許可を受け立地した建築物と法第34条第1号許可基準[Ⅱ]第3(1)に掲げる対象業種の中分類上で同じ業種の用に供する建築物。</p>
--	--

<p>.....(用途変更後の敷地面積が許可要件の敷地面積内のものに限る。)</p> <p>注) 1 (1)⑥の「国，県等の開発行為等として開発行為等の適用除外を受け立地した建築物」とは，平成 19 年 11 月 30 日の前は，開発行為等の適用除外の対象であったが，現在は，許可又は特例協議対象となつてゐる建築物をいう。</p>	<p>ただし，用途変更後の敷地面積が許可要件の敷地面積内のものに限る。</p> <p>注) 1 (1)⑥の「国，県等の開発行為等として開発行為等の適用除外を受け立地した建築物」とは，平成 19 年 11 月 30 日の前は，開発行為等の適用除外の対象であったが，現在は，許可又は特例協議対象となつてゐる建築物をいう。</p>
---	--



建 指 第1122号
平成23年4月15日

茨城県行政書士会長 殿

茨城県土木部長

開発審査会付議基準の一部改正について（通知）

このことについて、下記のとおり基準を一部改正し、平成23年5月1日から施行することとしたので取扱いにご留意願います。

記

- 1 開発審査会付議基準の一部改正について：別添1
- 2 開発審査会包括承認基準15【改正後】：別添2
- 3 開発審査会包括承認基準15の新旧対照表：別添3
- 4 開発審査会包括承認基準16【新規基準】：別添4

担当：茨城県土木部都市局建築指導課
宅地グループ
電話 029-301-4732

別添 1

開発審査会付議基準の一部改正について

■改正の目的および概要

包括承認基準 15 社会福祉施設等の取扱いについて（平成 19 年 11 月 30 日施行）

○目的

都市計画法改正（平成 19 年 11 月 30 日施行）以前に開発許可の適用除外により立地した社会福祉施設（既存施設）を根拠法の異なる社会福祉施設に用途変更を行う場合に限り、前面道路の基準を原則として現況幅員のまま可として緩和する。【改正】

○概要

- ・ 原則として敷地拡張を伴わない用途変更を行う場合について、申請地周辺における円滑な交通の確保に支障を生じない場合に限り、建築基準法第 42 条第 1 項に規定する道路に面していない場合であっても、以下の場合には本基準により許可の対象とする。
 - ④ 前面道路を建築基準法第 42 条第 1 項道路まで、4メートル以上に拡幅し帰属すること。
 - ⑤ 車両通行可能な3メートル以上の前面道路の場合、建築基準法第 42 条第 1 項道路まで 300メートル以内に一箇所以上待避所を設置すること。
 - ⑥ 前面道路の幅員 3メートル以上であり、一定の交通量未満の場合は、法改正時の既存施設の延べ面積を50%増、又は建ぺい率50%、容積率100%を限度として増築すること。

包括承認基準 16 公益上必要な建築物等の複合施設の取扱いについて

○目的

各立地基準に該当する介護老人保健施設、学校、医療施設、社会福祉施設の公益上必要な建築物等の複合立地を認める基準を規定する。【新規】

○概要

- ・ 包括承認基準 10、13、14、15の各包括承認基準を満たす施設を一体的に整備するものを許可の対象とする。

■施行日

平成 23 年 5 月 1 日施行

別添 2

包括承認基準 1 5 社会福祉施設の取扱いについて

(平成19年11月30日施行)

最終改正 平成23年5月1日施行

(適用の範囲)

第1 この基準は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設、又は更生保護事業法（平成7年5月8日法律第86号）第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設（以下「社会福祉施設」という。）であって、次に掲げる各号の要件を満たすものに適用する。

- (1) 個別法による許可等が必要な場合は、許可等を受けた者又は受ける見込みがある者であること。
- (2) 当該施設の設置及び運営が国の定める基準に適合するもので、社会福祉施策、更生保護施策の観点から支障がないことについて、関係部局の意見書が付されていること。

(必要性)

第2 次のいずれかの理由に該当するものであること。

- (1) 近隣に係る医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る社会福祉施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連携しつつ立地又は運用する必要がある場合。
- (2) 当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある場合。
- (3) 当該施設が提供するサービスの特性から、当該開発区域周辺の資源、環境等の活用が必要である場合。
- (4) 地域の社会福祉及び更生保護の向上に寄与するとして知事が必要と認めた場合。

(立地)

第3 申請に係る建築物（以下「予定建築物」という。）は、既定の都市計画、当該市町村における総合計画、又は都市計画マスタープラン上支障がなく、かつ、周辺の土地利用と整合が図られるもので、その旨の当該市町村長の意見書が付されていること。

(予定建築物の規模等)

第4

- (1) 予定建築物の高さは、原則として10m以下とする。ただし、建築基準法別表第4第一項(ハ)欄及び(ニ)欄(1)号の基準を満たす場合は、この限りでない。
- (2) 予定建築物の敷地は、建築基準法第42条第1項に規定する道路に面すること。ただし、線引日に既に存する、又は都市計画法改正（平成19年11月30日施行）以前に開発許可等の適用除外を受け立地した社会福祉施設（都市計画法第34条第1号許可基準（平成20年10月16日土木部長決裁）に該当するものは除く。）の敷地の変更を伴わない用途変更（道路の拡幅部分はこの限りでない）で、申請地周辺における円滑な交通の確保に支障を生じない場合は、この限りでない。

包括承認基準15の解説

- ・第4(1)の予定建築物の高さについて、既存敷地を拡張する場合や既存建築物の増改築をする場合に、従前の建築物の高さが既に建築基準法別表第4第1項(は)欄及び(に)欄(1)号の基準を満たしていない場合、当該増築部分により基準を満たさない部分の日影を増加させないこと。
- ・第4(2)の「申請地周辺における円滑な交通の確保に支障を生じない場合」とは、次のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 前面道路について、次のいずれかによること。
 - ① 申請地の主要な出入り口から、建築基準法第42条第1項に規定する道路（以下「1項道路」という。）まで、既存道路と合わせて幅員4メートル以上の道路（公共施設として帰属管理を明確にし原則として公共団体に所有移転するものとする。）とすること。
 - ② 申請地の主要な出入り口から1項道路まで車両が通行可能な幅員3メートル以上で接続しており、「開発行為の技術基準」（施行 昭和50年5月1日。以下「技術基準」という。）6.道路(2)に規定する待避所を1箇所以上設置すること。
 - (2) 前面道路が、原則として幅員3メートル以上であり、交通量^{※1}が300台/12時間未満（390台/24時間未満）の場合は、建築物の規模等について、次のいずれかによること。
 - ① 法改正時点における既存施設の延べ面積を50%を限度として増加させること。
 - ② 建ぺい率50%、容積率100%を限度とすること。

※1 申請交通量は、公的データ又は実測による。実測の場合は、開発事業者が調査を行うものとし、調査の方法については、技術基準6.道路(1)の解説によること。

別添3

包括承認基準15 社会福祉施設の取扱いについて 新旧対照表

改正案	現行
<p>包括承認基準15 社会福祉施設の取扱いについて</p> <p>施行 平成19年11月30日 改正 平成23年5月1日</p> <p>(適用の範囲) 第1 この基準は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設、又は更生保護事業法（平成7年5月8日法律第86号）第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設（以下「社会福祉施設」という。）であって、次に掲げる各号の要件を満たすものに適用する。 (1) 個別法による許可等が必要な場合は、許可等を受けた者又は受ける見込みがある者であること。 (2) 当該施設の設定及び運営が国の定める基準に適合するもので、社会福祉施策、更生保護施策の観点から支障がないことについて、関係部局の意見書が付されていること。</p> <p>(必要性) 第2 次のいずれかの理由に該当するものであること。 (1) 近隣に係る医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る社会福祉施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連携しつつ立地又は運用する必要がある場合。 (2) 当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある場合。</p>	<p>包括承認基準15 社会福祉施設等の取扱いについて</p> <p>施行 平成19年11月30日</p> <p>(適用の範囲) 第1 この基準は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第2条に規定する社会福祉施設、又は更生保護事業法（平成7年5月8日法律第86号）第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設であって、次に掲げる各号の要件を満たすものに適用する。 (1) 個別法による許可等が必要な場合は、許可等を受けた者又は受ける見込みがある者であること。 (2) 当該施設の設定及び運営が国の定める基準に適合するもので、社会福祉施策、更生保護施策の観点から支障がないことについて、関係部局の意見書が付されていること。</p> <p>(必要性) 第2 次のいずれかの理由に該当するものであること。 (1) 近隣に係る医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る社会福祉施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連携しつつ立地又は運用する必要がある場合。 (2) 当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある場合。</p>

<p>(3) 当該施設が提供するサービスの特性から、当該開発区域周辺の資源、環境等の活用が必要である場合。</p> <p>(4) 地域の社会福祉及び更生保護の向上に寄与するとして知事が必要と認めた場合。</p> <p>(立地)</p> <p>第3 申請に係る建築物（以下「予定建築物」という。）は、既定の都市計画、当該市町村における総合計画、又は都市計画マスタープラン上支障がなく、かつ、周辺の土地利用と整合が図られるもので、その旨の当該市町村長の意見書が付されていること。</p> <p>(予定建築物の規模等)</p> <p>第4</p> <p>(1) 予定建築物の高さは、原則として10m以下とする。ただし、建築基準法別表第4第1項(は)欄及び(に)欄(1)号の基準を満たす場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 予定建築物の敷地は、建築基準法第42条第1項に規定する道路に面すること。</p> <p>（平成19年11月30日施行）以前に開発許可等の適用除外を受け立地した社会福祉施設（都市計画法第34条第1号許可基準（平成20年10月16日土木部長決裁）に該当するものは除く。）の敷地の変更を伴わない用途変更（道路の拡幅部分はこの限りでない）で、申請地周辺における円滑な交通の確保に支障を生じない場合は、この限りでない。</p>	<p>(3) 当該施設が提供するサービスの特性から、当該開発区域周辺の資源、環境等の活用が必要である場合。</p> <p>(4) 地域の社会福祉及び更生保護の向上に寄与するとして知事が必要と認めた場合。</p> <p>(立地)</p> <p>第3 申請に係る建築物（以下「予定建築物」という。）は、既定の都市計画、当該市町村における総合計画、又は都市計画マスタープラン上支障がなく、かつ、周辺の土地利用と整合が図られるもので、その旨の当該市町村長の意見書が付されていること。</p> <p>(予定建築物の規模等)</p> <p>第4</p> <p>(1) 予定建築物の高さは、原則として10m以下とする。ただし、建築基準法別表第4第1項(は)欄及び(に)欄(1)号の基準を満たす場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 予定建築物の敷地は、建築基準法第42条第1項に規定する道路に面すること。</p>
---	---

包括承認基準15の解説

・第4(1)の予定建築物の高さについて、既存敷地を拡張する場合や既存建築物の増改築をする場合に、従前の建築物の高さが既に建築基準法別表第4第1項(は)欄及び(に)欄(1)号の基準を満たしていない場合、当該増築部分により基準を満たさない部分の日影を増加させないこと。

・第4(2)の「申請地周辺における円滑な交通の確保に支障を生じない場合」とは、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 前面道路について、次のいずれかによること。

① 申請地の主要な出入口から、建築基準法第42条第1項に規定する道路(以下「1項道路」という。)まで、既存道路と合わせて幅員4メートル以上の道路(公共施設として帰属管理を明確にし原則として公共団体に所有移転するものとする。)とすること。

② 申請地の主要な出入口から1項道路まで車面が通行可能な幅員3メートル以上で接続しており、「開発行為の技術基準」(施行昭和50年5月1日。以下「技術基準」という。)6.道路(2)に規定する待避所を1箇所以上設置すること。

(2) 前面道路が、原則として幅員3メートル以上であり、交通量^{※1}が30.0台/1.2時間未満(39.0台/2.4時間未満)の場合は、建築物の規模等について、次のいずれかによること。

- ① 法改正時点における既存施設の延べ面積を50%を限度として増加させること。
 ② 建ぺい率50%、容積率100%を限度とすること。

※1 申請交通量は、公的データ又は実測による。実測の場合は、開発事業者が調査を行うものとし、調査の方法については、技術基準6.道路(1)の解説によること。

包括承認基準15の解説

・第4(1)の予定建築物の高さについて、既存敷地を拡張する場合や既存建築物の増改築をする場合に、従前の建築物の高さが既に建築基準法別表第4第1項(は)欄及び(に)欄(1)号の基準を満たしていない場合、当該増築部分により基準を満たさない部分の日影を増加させないこと。

別添4

包括承認基準 1 6 公益上必要な建築物等の複合施設の取扱いについて

(平成23年5月1日施行)

(適用の範囲)

第1 この基準は、次の各号のうちいずれか2以上の基準に該当する施設を一体的に整備するものについて適用する。

- (1) 包括承認基準10
- (2) 包括承認基準13
- (3) 包括承認基準14
- (4) 包括承認基準15

(必要性等)

第2 必要性、立地、用途及び予定建築物の規模等については、第1(1)から(4)の基準のうち、該当する基準に適合するものであること。

包括承認基準 1 6 の解説

- ・本基準の対象については、各包括承認基準を満たす施設の複合であること。
- ・本基準で認められる複合施設について、別棟とする場合は、建築基準法上の敷地に含まれる施設用途ごとに、各包括承認基準を満たすものとする。
- ・本基準第1(3)の施設と第1(4)の施設を一体的に整備する場合、それぞれの施設がもつ機能が密接に連携した運用を行うときには、包括承認基準15第2(1)の規定に該当するものとみなす。

道維第 545 号

平成 23 年 3 月 24 日

茨城県行政書士会長 殿

茨城県土木部道路維持課長

特殊車両通行許可申請窓口の拡大と審査・許可事務の県庁集約について

本県道路行政につきましては、日頃よりご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、特殊車両通行許可事務について、申請者の利便性を向上させるとともに、事務処理の迅速化・的確化を図るため、事務処理体制の見直しを下記のとおり実施することといたしました。

申請者の方々への行政サービスが低下することのないよう、迅速な事務処理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、申請者様向けチラシを併せてお送りいたしますので、会員の皆様へのご周知につきましても併せてお願いいたします。

記

平成 23 年 4 月 16 日からの特殊車両許可事務体制

【特殊車両許可事務】

(審査・許可書作成)：県庁道路維持課

【申請書受付・許可書交付窓口】：県庁道路維持課及び 12 土木事務所等

茨城県庁 道路維持課	〒310-8555 水戸市笠原町978-6 茨城県庁19階 TEL 029-301-4464		
水戸土木事務所	〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎4階 TEL 029-225-1724	潮来土木事務所	〒311-2424 潮来市潮来1086-1 TEL 0299-62-3726
常陸大宮土木事務所	〒319-2255 常陸大宮市野中町3083-2 TEL 0295-52-3152	竜ヶ崎工事事務所	〒301-0007 龍ヶ崎市馴柴町35 TEL 0297-65-1297
常陸大宮土木事務所 大子工務所	〒319-3526 久慈郡大子町大子1834-1 TEL 0295-72-1715	土浦土木事務所	〒300-0815 土浦市中高津3-11-5 TEL 029-822-4346
常陸太田工事事務所	〒313-0013 常陸太田市山下町4119 TEL 0294-80-3362	筑西土木事務所	〒308-0841 筑西市二木成615 筑西合同庁舎3階 TEL 0296-24-9269
高萩工事事務所	〒318-0003 高萩市大字下手綱1405-2 TEL 0293-22-2255	常総工事事務所	〒300-2706 常総市新石下1317-10 TEL 0297-42-2505
銚田工事事務所	〒311-1504 銚田市安房1414 TEL 0291-33-2143	境工事事務所	〒306-0431 猿島郡境町西泉田1293 TEL 0280-87-0458

連絡先

茨城県土木部道路維持課

路政調査担当 益子、川久保

TEL: 029-301-4464

FAX: 029-301-4469

～お知らせ～

特殊車両の申請窓口 が変わります。

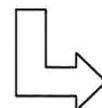
平成23年4月16日から

- ・特殊車両通行許可申請窓口(申請受付, 許可証交付)が県庁道路維持課及び12土木事務所等になります。
- ・許可事務(審査)を県庁道路維持課に集約します。

県規則等の改正をもって正式に決定します。(平成23年4月16日施行)

申請窓口を本庁道路維持課及び12土木事務所等に拡大し、利便性を向上させるとともに、許可事務を本庁道路維持課に集約して処理の迅速化・的確化を図って参ります。

裏面に申請窓口一覧



ご理解とご協力をお願いいたします。



茨城県

申請窓口一覧

茨城県庁 道路維持課	〒310-8555 水戸市笠原町978-6 茨城県庁19階 TEL 029-301-4464		
水戸土木事務所	〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎4階 TEL 029-225-1724	潮来土木事務所	〒311-2424 潮来市潮来1086-1 TEL 0299-62-3726
常陸大宮土木事務所	〒319-2255 常陸大宮市野中町3083-2 TEL 0295-52-3152	竜ヶ崎工事事務所	〒301-0007 龍ヶ崎市馴柴町35 TEL 0297-65-1297
常陸大宮土木事務所 大子工務所	〒319-3526 久慈郡大子町大子1834-1 TEL 0295-72-1715	土浦土木事務所	〒300-0815 土浦市中高津3-11-5 TEL 029-822-4346
常陸太田工事事務所	〒313-0013 常陸太田市山下町4119 TEL 0294-80-3362	筑西土木事務所	〒308-0841 筑西市二木成615 筑西合同庁舎3階 TEL 0296-24-9269
高萩工事事務所	〒318-0003 高萩市大字下手綱1405-2 TEL 0293-22-2255	常総工事事務所	〒300-2706 常総市新石下1317-10 TEL 0297-42-2505
鉾田工事事務所	〒311-1504 鉾田市安房1414 TEL 0291-33-2143	境工事事務所	〒306-0431 猿島郡境町西泉田1293 TEL 0280-87-0458

～申請される方へお願い～

受理から許可までの事務を迅速に処理するため、以下のことについてご協力をお願いいたします。

(1) 「特殊車両通行許可申請確認票」の作成及び提出

- ・ 申請書修正や許可証受取方法
- ・ 収入証紙添付額

などを記載した「特殊車両通行許可申請確認票」(申請窓口へ備付け)を作成のうえ、申請書と一緒に提出いただけますようお願いいたします。

なお、受付時には受理書を交付いたします。

(2) 手数料相当額の茨城県収入証紙を申請書へ貼付してください

手数料＝申請車両台数×通行経路数×200円

収入証紙は、金額の誤りのないように、申請書の余白又は裏面に貼付願います。

(3) 事前の算定

事前に算定のうえ、申請書正本への「C・D条件及び個別審査箇所一覧」の添付をお願いいたします。

(4) 未収録路線に係る資料の添付

通行経路に未収録路線が含まれる場合は、当該区間の「路線名」「道路管理者」「通行経路」を記入した地図等を申請書へ添付いただきますようお願いいたします。

様式1

特殊車両通行許可申請確認票

(注) 太線の枠内のみご記入ください。各項目の希望する口にチェック（レ点）願います。

担当者名及び連絡先		氏名		TEL		FAX		
申請書の件数 及び 収入証紙貼付額 ____ 件 ____ 円	内 訳	申請書No.	収入証紙 貼付金額	7		15		
		1		9		17		23
		2		10		18		24
		3		11		19		25
		4		12		20		26
		5		13		21		27
		6		14		22		28
申請書の補正		<input type="checkbox"/> 本庁に郵送 ※証紙を郵送する場合は、必ず（簡易）書留で提出願います。						
① 書類の追加・差替		<input type="checkbox"/> 本庁道路維持課に持参						
② 証紙の不足		<input type="checkbox"/> () 事務所に持参						
許可証の受理 ※申請窓口と異なる 場合にのみ		<input type="checkbox"/> 本庁道路維持課での受け取りを希望します。						
		<input type="checkbox"/> () 事務所で受け取りを希望します。						
上記のとおり申請します。								
平成 年 月 日				申請者 印				

受付No. _____

事務所
受付担当者職氏名

印

事務所
受付印

<特殊車両通行許可申請受理書> ※申請者が記載する必要はありません。

申請者名			
申請書の件数	件	収入証紙貼付金額	円

受付No. _____

事務所受付印	受付担当者印

(裏面)

この度、特殊車両通行許可事務について、申請者の利便性を向上させるとともに、事務処理の迅速化や的確化を図るため、平成23年4月16日から許可の審査を本庁一括で行うとともに、申請窓口を本庁道路維持課と県内全ての土木・工事事務所、工務所に拡大することといたしました。

なお、申請の受付から許可証交付までの事務を円滑に行うため、申請に際しては、この「特殊車両通行許可申請確認票」を作成のうえ、申請書と一緒に提出いただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

(記入上の注意)

1. 「担当者名及び連絡先」欄には、当該申請書の内容について回答できる方を記入願います。
2. 全ての申請書右上部余白に一連番号を付すとともに、収入証紙貼付が必要な申請につきましては、申請書正本の余白又は裏面に必ず手数料相当額の茨城県収入証紙を貼付願います。
3. 「申請書の件数及び収入証紙貼付額」欄は、内訳の件数と貼付金額が一致すること。また、内訳欄は、申請書正本に記入した一連番号と一致し、対応する収入証紙貼付額を記入願います。
4. 「申請書の補正」欄は、本庁での審査の過程で書類の追加等の必要が生じた場合の提出方法を選択願います。
5. 「申請書の受理」欄は、申請書を提出した窓口以外での受け取りを希望する場合のみ、受け取り方法を選択願います。
6. 一度の申請が30件以上で内訳に収まらない場合は、2枚目以降、申請書No.を修正して内訳欄のみ記入してください。



総務部

活動状況報告

事業 第1回理事会開催
 日時 平成23年4月27日(水) 10:00~15:00
 場所 茨城県開発公社ビル 中2会議室
 出席者 正副会長、理事、各支部長、総務部員、監事、関根事務局長
 (出席者数) 29名

会議の内容

【審議事項】

- 第1号議案 茨城県行政書士会役員選任規程の一部改正について
別紙【1】のとおり承認されました。
- 第2号議案 茨城県行政書士会業務執行に関する部規程の一部改正について
承認されましたが、文言の補正があるため、次回の理事会に上程する。
- 第3号議案 平成22年度事業計画報告及び決算報告について
承認され、総会提出
- 第4号議案 平成23年度事業計画及び収支予算について
承認され、総会提出
- 第5号議案 財政調整基金について
平成22年度の繰越金について、財政調整基金には積み立てをしない。
ただし、利子分を除く。
承認されました。
- 第6号議案 選挙管理委員の承諾について
 県南支部 茅場 俊彦・小室 忠・児島 秀卓・塚越 もと
 水戸支部 鹿熊 俊明・増井 昭夫・齊藤 章
 県西支部 増戸 美幸・斯波 元気・倉持 良信
 県北支部 飛田 勇
 鹿行支部 小嶋 幸江 (敬称略)
 以上12名承認され委嘱されました。
- 第7号議案 役員中の議事運営委員の選出について
新井 毅・雨貝 洋子・木村 司 (敬称略)
3名が選出されました。
- 第8号議案 退会、弔慰及び見舞規程の一部改正について
別紙【2】のとおり承認されました。

【報告事項】

平成22年度第3回理事会における議事録の訂正について
 会長から、議事録に記載されている発言内容の誤りを削除した旨の報告があった。

別紙【1】

役員選任規程の一部改正について

【改正理由】

役員選任規程の一部改正（平成21年12月10日）により、副会長の選任は会長の指名となったこと及び新会長が総会の議場で副会長を指名することに伴い、理事に欠員が生じることが予想されること並びに業務執行に関する部規程に基づく各部の運営に支障をきたすため改正する。

【改正の内容】

役員選任規程（平成4年9月1日施行）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「理事候補者は、」を「支部推薦理事候補者は、」に改め、第3項及び第4項として次の2項を加える。

- 3 第1項により選出された理事が、副会長に指名された場合の理事の欠員にあっては、会長が理事を指名する。
- 4 会長指名理事2名以内を置くことができる。

附 則

この規程は、平成23年4月27日から施行する。

平成23年4月27日提出

茨城県行政書士会
会長 國井 豊

役員選任規程の一部改正 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条から第9条（略） （理事候補者の選出）</p> <p>第10条 支部推薦理事候補者は、会則第17条に定める定数の範囲内の数を役員選挙の行われる年の1月1日現在の支部会員数に応じて、50人に1人の割合（小数点以下四捨五入）で割当て、各支部から所定の様式により推薦された者のうちから選考委員会によって選出する。</p> <p>2 前項の方法により算出された支部理事数が2人を下回る場合は、これを2人とする。</p> <p>3 第1項により選出された理事が、副会長に指名された場合の理事の欠員にあっては、会長が理事を指名する。</p> <p>4 会長指名理事2名以内を置くことができる。</p> <p>第11条から第28条（略） 附則（略）</p> <p>附則 この規程は、平成23年4月27日から施行する。</p>	<p>第1条から第9条（略） （理事候補者の選出）</p> <p>第10条 理事候補者は、会則第17条に定める定数の範囲内の数を役員選挙の行われる年の1月1日現在の支部会員数に応じて、50人に1人の割合（小数点以下四捨五入）で割当て、各支部から所定の様式により推薦された者のうちから選考委員会によって選出する。</p> <p>2 前項の方法により算出された支部理事数が2人を下回る場合は、これを2人とする。</p> <p>第11条から第28条（略） 附則（略）</p>

別紙【2】

退会、弔慰及び見舞規程の一部改正について

【改正理由】

災害見舞金贈呈基準中の災害の程度を適切な表現とするため改正する。

【改正の内容】

退会、弔慰及び見舞規程（平成4年8月8日施行）の一部を次のように改正する。

第4条中「標準」を「基準」に改め、同条の表中「家屋の半焼・半壊以下及び床上浸水」を「家屋の半焼・半壊以上及び床上浸水」に改める。

第5条中「標準」を「基準」に改めるとともに、第5条及び第6条中の「基き」を「基づき」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月27日から施行する。

平成23年4月27日提出

茨城県行政書士会
会長 國井 豊

退会、弔慰及び見舞規程の一部改正 新旧対照表

改 正 案	第1条から第3条（略）									
	第4条 会員が災害を受けたときは、次表の <u>基準</u> により災害見舞金を贈呈する。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災 害 の 程 度</th> <th>見 舞 金 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家屋の全焼・流失・全壊</td> <td>30,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家屋の半焼・半壊以上及び床上浸水</td> <td>20,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	災 害 の 程 度	見 舞 金 額	摘 要	家屋の全焼・流失・全壊	30,000円		家屋の半焼・半壊以上及び床上浸水	20,000円	
	災 害 の 程 度	見 舞 金 額	摘 要							
家屋の全焼・流失・全壊	30,000円									
家屋の半焼・半壊以上及び床上浸水	20,000円									
第5条 前条の災害が広範に及ぶ風水害・地震・火災等による場合は前条の <u>基準</u> によらず、別に理事会の協議に <u>基づき</u> 決定する。										
第6条 すべて事故の発生、並びにその状況は各支部長よりの報告に <u>基づき</u> 処理するものとする。										
附 則	この規程は、平成23年4月27日から施行する。									
現 行	第1条から第3条（略）									
	第4条 会員が災害を受けたときは、次表の <u>標準</u> により災害見舞金を贈呈する。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災 害 の 程 度</th> <th>見 舞 金 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家屋の全焼・流失・全壊</td> <td>30,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家屋の半焼・半壊以下及び床上浸水</td> <td>20,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	災 害 の 程 度	見 舞 金 額	摘 要	家屋の全焼・流失・全壊	30,000円		家屋の半焼・半壊以下及び床上浸水	20,000円	
	災 害 の 程 度	見 舞 金 額	摘 要							
家屋の全焼・流失・全壊	30,000円									
家屋の半焼・半壊以下及び床上浸水	20,000円									
第5条 前条の災害が広範に及ぶ風水害・地震・火災等による場合は前条の <u>標準</u> によらず、別に理事会の協議に <u>基き</u> 決定する。										
第6条 すべて事故の発生、並びにその状況は各支部長よりの報告に <u>基き</u> 処理するものとする。										
附 則（略）										

事業 第2回理事会開催
日時 平成23年5月11日(水) 15:00~17:30
場所 茨城県開発公社ビル 中4会議室
出席者 正副会長、理事、各支部長、総務部員、監事、関根事務局長
(出席者数) 30名

会議の内容

【審議事項】

- 第1号議案 和解に関する会員からの提訴への対応について
先の審尋の結果について、会長、総務部長各個人が提訴されましたが、会として機関決定し業務を行ったことであり、会に対応することと決議されました。
- 第2号議案 業務執行に関する部規程の一部改正について
別紙のとおり承認されました。

※ 第1号議案の件につき、5月13日に原告から提訴取り下げがあった旨の通知(取下日 5月11日)が裁判所から郵送されてきました。

別紙

業務執行に関する部規程の一部改正について

改正理由

現在業務形態別に編成されていない業務執行部に関し、専門的且つきめ細かい活動が求められている現状に鑑み、本会に設置する業務執行部の組織を変更するため改正する。

業務執行に関する部規程の一部を次のように改正する。

第2条第2号から第6号までを次のように改め、第6号の次に次の3号を加える。

- (2) 広報・監察部
- (3) 国土農地部
- (4) 建設部
- (5) 運輸交通部
- (6) 環境部
- (7) 保健風営部
- (8) 国際部
- (9) 市民法務部

第3条を次のように改める。

(組織)

第3条 前条の部に本会の理事の中から部長、副部長及び部員を置き、会長が委嘱する。

2 部長及び副部長は、部員の互選とする。

3 前条の部には必要に応じ専門委員を置くことができる。専門委員は各部の部長が支部長と協議のうえ選任し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

- 4 専門委員は、自己の所属する部が行う業務の遂行に際して、部員を補佐するものとする。
- 5 専門委員の任期は選任後の第1回目の定時総会の終結に至るときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 6 第1項の任期は、茨城県行政書士会会則第20条第1項で定める期間とする。

第8条を次のように改める。

(業務)

第8条 各部は、次に掲げる事項を審議し、その業務の執行に当る。

(1) 総務部

- ア 会則及び諸規程の制定改廃に関する事項
- イ 総会及び理事会の開催に関する事項
- ウ 行政書士試験に関する事項
- エ 予算及び決算に関する事項
- オ 会員の指導及び連絡に関する事項
- カ 会員の身分に関する事項
- キ 登録及び綱紀に関する事項
- ク 福利厚生及び共済に関する事項
- ケ 渉外に関する事項
- コ 事務局に関する事項
- サ 会費、入会金及び登録手数料に関する事項
- シ 会費の徴収に関する事項
- ス 経理及び物品の出納に関する事項
- セ その他、他の部に属さない事項

(2) 広報・監察部

- ア 会報の編集及び発行に関する事項
- イ 広報活動に関する事項
- ウ 非行政書士行為の排除に関する事項
- エ 監察に関する事項
- オ 制度の普及・推進に関する事項
- カ ホームページの管理に関する事項

(3) 国土農地部

- ア 農地法・都市計画法関係業務の指導及び連絡に関する事項
- イ 農地法・都市計画法関係業務の改善に関する企画・立案に関する事項
- ウ 農地法・都市計画法関係業務の研修計画及び研修会開催に関する事項
- エ 農地法・都市計画法関係業務に関し県・市町村等との連絡・調整に関する事項
- オ 農地法・都市計画法関係業務に関し申請窓口への電子化要請に関する事項

(4) 建設部

- ア 建設業法・宅建業法関係業務の指導及び連絡に関する事項
- イ 建設業法・宅建業法関係業務の改善に関する企画・立案に関する事項
- ウ 建設業法・宅建業法関係業務の研修計画及び研修会開催に関する事項
- エ 建設業法・宅建業法関係業務に関し県・市町村等との連絡・調整に関する事項
- オ 建設業法・宅建業法関係業務に関し申請窓口への電子化要請に関する事項

(5) 運輸交通部

- ア 運送事業法・自動車登録・車庫証明関係業務の指導及び連絡に関する事項
- イ 運送事業法・自動車登録・車庫証明関係業務の改善に関する企画・立案に関する事項
- ウ 運送事業法・自動車登録・車庫証明関係業務の研修計画及び研修会開催に関する事項
- エ 運送事業法・自動車登録・車庫証明関係業務に関し県・市町村等との連絡・調整に関する事項
- オ 運送事業法・自動車登録・車庫証明関係業務に関し申請窓口への電子化要請に関する事項

(6) 環境部

- ア 産廃・その他環境に関する法令関係業務の指導及び連絡に関する事項
- イ 産廃・その他環境に関する法令関係業務の改善に関する企画・立案に関する事項
- ウ 産廃・その他環境に関する法令関係業務の研修計画及び研修会開催に関する事項
- エ 産廃・その他環境に関する法令関係業務に関し県・市町村等との連絡・調整に関する事項
- オ 産廃・その他環境に関する法令関係業務に関し申請窓口への電子化要請に関する事項

(7) 保健風営部

- ア 保健所及び車庫証明業務を除く警察関連業務の指導及び連絡に関する事項
- イ 保健所及び車庫証明業務を除く警察関連業務の改善に関する企画・立案に関する事項
- ウ 保健所及び車庫証明業務を除く警察関連業務の研修計画及び研修会開催に関する事項
- エ 保健所及び車庫証明業務を除く警察関連業務に関し県・市町村等との連絡・調整に関する事項
- オ 保健所及び車庫証明業務を除く警察関連業務に関し申請窓口への電子化要請に関する事項

(8) 国際部

- ア 入管・外国人関係業務の指導及び連絡に関する事項
- イ 入管・外国人関係業務の改善に関する企画・立案に関する事項
- ウ 入管・外国人関係業務の研修計画及び研修会開催に関する事項
- エ 入管・外国人関係業務に関し県・市町村等との連絡・調整に関する事項
- オ 入管・外国人関係業務に関し申請窓口への電子化要請に関する事項

(9) 市民法務部

- ア 前記第3号から第8号に属さない業務及び新規業務の指導及び連絡に関する事項
- イ 前記第3号から第8号に属さない業務及び新規業務の研修計画及び研修会開催に関する事項
- ウ 前記第3号から第8号に属さない業務及び新規業務に関し県・市町村等との連絡・調整に関する事項
- エ 前記第3号から第8号に属さない業務及び新規業務に関し申請窓口への電子化要請に関する事項
- オ 市民相談に関する事項
- カ 新入会員に対する研修に関する事項

附 則

この規程は、平成23年6月2日から施行する。

業務執行に関する部規程の一部改正 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>(設 置)</p> <p>第2条 本会の理事会に次の各号に掲げる部を置く。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>(2) <u>広報・監察部</u></p> <p>(3) <u>国土農地部</u></p> <p>(4) <u>建設部</u></p> <p>(5) <u>運輸交通部</u></p> <p>(6) <u>環境部</u></p> <p>(7) <u>保健風営部</u></p> <p>(8) <u>国際部</u></p> <p>(9) <u>市民法務部</u></p> <p>(組 織)</p> <p>第3条 前条の部に本会の理事の中から部長、副部長及び部員を置き、会長が委嘱する。</p> <p>2 部長及び副部長は、部員の互選とする。</p> <p>3 <u>前条の部には必要に応じ専門委員を置くことができる。専門委員は各部の部長が支部長と協議のうえ選任し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。</u></p> <p>4 <u>専門委員は、自己の所属する部が行う業務の遂行に際して、部員を補佐するものとする。</u></p> <p>5 <u>専門委員の任期は選任後の第1回目の定時総会の終結に至るときまでとする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>6 <u>第1項の任期は、茨城県行政書士会会則第20条第1項で定める期間とする。</u></p> <p>第4条から第7条 (略)</p> <p>(業 務)</p> <p>第8条 各部は、次に掲げる事項を審議し、その業務の執行に当る。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>ア 会則及び諸規程の制定改廃に関する事項</p> <p>イ 総会及び理事会の開催に関する事項</p> <p>ウ 行政書士試験に関する事項</p> <p>エ 予算及び決算に関する事項</p> <p>オ 会員の指導及び連絡に関する事項</p> <p>カ 会員の身分に関する事項</p> <p>キ 登録及び綱紀に関する事項</p> <p>ク 福利厚生及び共済に関する事項</p> <p>ケ 渉外に関する事項</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(設 置)</p> <p>第2条 本会の理事会に次の各号に掲げる部を置く。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>(2) 企画開発部</p> <p>(3) 広報部</p> <p>(4) 制度推進・監察部</p> <p>(5) 業務研修部</p> <p>(6) IT推進部</p> <p>(組 織)</p> <p>第3条 第2条の部に本会の理事の中から部長、副部長及び部員を置き、会長が委嘱する。</p> <p>2 会長は、業務執行上必要がある場合、理事会の議を経て副会長及び理事以外の会員の中から、部員を委嘱することができる。</p> <p>3 部長及び副部長は、部員の互選とする。</p> <p>4 前項各号の任期は、茨城県行政書士会会則第20条第1項で定める期間とする。</p> <p>第4条から第7条 (略)</p> <p>(業 務)</p> <p>第8条 各部は、次に掲げる事項を審議し、その業務の執行に当る。</p> <p>1. 総務部</p> <p>ア 会則及び諸規程の制定改廃に関する事項</p> <p>イ 総会及び理事会の開催に関する事項</p> <p>ウ 行政書士試験に関する事項</p> <p>エ 予算及び決算に関する事項</p> <p>オ 会員の指導及び連絡に関する事項</p> <p>カ 会員の身分に関する事項</p> <p>キ 登録及び綱紀に関する事項</p> <p>ク 福利厚生及び共済に関する事項</p> <p>ケ 渉外に関する事項</p>

<p>コ 事務局に関する事項</p> <p>サ 会費、入会金及び登録手数料に関する事項</p> <p>シ 会費の徴収に関する事項</p> <p>ス 経理及び物品の出納に関する事項</p> <p>セ その他他の部に属さない事項</p> <p>(2) 広報・監察部</p> <p>ア <u>会報の編集及び発行に関する事項</u></p> <p>イ <u>広報活動に関する事項</u></p> <p>ウ <u>非行政書士行為の排除に関する事項</u></p> <p>エ <u>監察に関する事項</u></p> <p>オ <u>制度の普及・推進に関する事項</u></p> <p>カ <u>ホームページの管理に関する事項</u></p> <p>(3) 国土農地部</p> <p>ア <u>農地法・都市計画法関係業務の指導及び連絡に関する事項</u></p> <p>イ <u>農地法・都市計画法関係業務の改善に関する企画・立案に関する事項</u></p> <p>ウ <u>農地法・都市計画法関係業務の研修計画及び研修会開催に関する事項</u></p> <p>エ <u>農地法・都市計画法関係業務に関し県・市町村等との連絡・調整に関する事項</u></p> <p>オ <u>農地法・都市計画法関係業務に関し申請窓口への電子化要請に関する事項</u></p> <p>(4) 建設部</p> <p>ア <u>建設業法・宅建業法関係業務の指導及び連絡に関する事項</u></p> <p>イ <u>建設業法・宅建業法関係業務の改善に関する企画・立案に関する事項</u></p> <p>ウ <u>建設業法・宅建業法関係業務の研修計画及び研修会開催に関する事項</u></p> <p>エ <u>建設業法・宅建業法関係業務に関し県・市町村等との連絡・調整に関する事項</u></p> <p>オ <u>建設業法・宅建業法関係業務に関し申請窓口への電子化要請に関する事項</u></p> <p>(5) 運輸交通部</p> <p>ア <u>運送事業法・自動車登録・車庫証明関係業務の指導及び連絡に関する事項</u></p> <p>イ <u>運送事業法・自動車登録・車庫証明関係業務の改善に関する企画・立案に関する事項</u></p> <p>ウ <u>運送事業法・自動車登録・車庫証明関係業務の研修計画及び研修会開催に関する事項</u></p>	<p>コ 事務局に関する事項</p> <p>サ 会費、入会金及び登録手数料に関する事項</p> <p>シ 会費の徴収に関する事項</p> <p>ス 経理及び物品の出納に関する事項</p> <p>セ その他他の部に属さない事項</p> <p>2. 企画・開発部</p> <p>ア 業務の指導及び連絡に関する事項</p> <p>イ 業務の改善に関する企画及び立案に関する事項</p> <p>ウ 業務の開発（新規団体の開発を含む）及び確保に関する事項</p> <p>エ 業務関係法令の調査、研究、資料の収集に関する事項</p> <p>オ 新制度の指導に関する事項</p> <p>カ 士業団体との連絡・調整に関する事項</p> <p>キ 県、市町村及び各種団体との連絡・調整に関する事項</p> <p>3. 広報部</p> <p>ア 会報の編集及び発行に関する事項</p> <p>イ 広報活動に関する事項</p> <p>4. 制度推進部</p> <p>ア 非行政書士行為の排除に関する事項</p> <p>イ 監察に関する事項</p> <p>ウ 制度の普及・推進に関する事項</p> <p>5. 業務研修部</p> <p>ア 研修計画及び研修会開催に関する事項</p> <p>イ 講師の派遣に関する事項</p> <p>ウ 業務研究会等に関する事項</p>
---	--

エ 運送事業法・自動車登録・車庫証明関係業務に関し県・市町村等との連絡・調整に関する事項

オ 運送事業法・自動車登録・車庫証明関係業務に関し申請窓口への電子化要請に関する事項

(6) 環境部

ア 産廃・その他環境に関する法令関係業務の指導及び連絡に関する事項

イ 産廃・その他環境に関する法令関係業務の改善に関する企画・立案に関する事項

ウ 産廃・その他環境に関する法令関係業務の研修計画及び研修会開催に関する事項

エ 産廃・その他環境に関する法令関係業務に関し県・市町村等との連絡・調整に関する事項

オ 産廃・その他環境に関する法令関係業務に関し申請窓口への電子化要請に関する事項

(7) 保健風営部

ア 保健所及び車庫証明業務を除く警察関連業務の指導及び連絡に関する事項

イ 保健所及び車庫証明業務を除く警察関連業務の改善に関する企画・立案に関する事項

ウ 保健所及び車庫証明業務を除く警察関連業務の研修計画及び研修会開催に関する事項

エ 保健所及び車庫証明業務を除く警察関連業務に関し県・市町村等との連絡・調整に関する事項

オ 保健所及び車庫証明業務を除く警察関連業務に関し申請窓口への電子化要請に関する事項

(8) 国際部

ア 入管・外国人関係業務の指導及び連絡に関する事項

イ 入管・外国人関係業務の改善に関する企画・立案に関する事項

ウ 入管・外国人関係業務の研修計画及び研修会開催に関する事項

エ 入管・外国人関係業務に関し県・市町村等との連絡・調整に関する事項

オ 入管・外国人関係業務に関し申請窓口への電子化要請に関する事項

(9) 市民法務部

ア 前記第3号から第8号に属さない業務及び新規業務の指導及び連絡に関する事項

イ 前記第3号から第8号に属さない業務

6. IT 推進部

ア 電子申請に対する対応化に関する事項

イ 申請窓口への電子化要請に関する事項

ウ 行政書士用電子認証の適用範囲拡張化運動に関する事項

<p><u>及び新規業務の研修計画及び研修会開催に関する事項</u></p> <p>ウ <u>前記第3号から第8号に属さない業務及び新規業務に関し県・市町村等との連絡・調整に関する事項</u></p> <p>エ <u>前記第3号から第8号に属さない業務及び新規業務に関し申請窓口への電子化要請に関する事項</u></p> <p>オ <u>市民相談に関する事項</u></p> <p>カ <u>新入会員に対する研修に関する事項</u></p> <p>第9条（略）</p> <p>附則 昭和52年6月10日から平成16年9月2日（略）</p> <p>附則 この規程は、平成23年6月2日から施行する。</p>	<p>第9条（略）</p> <p>附則 昭和52年6月10日から平成16年9月2日（略）</p>
--	--





企画・開発部

活動状況報告

日時 平成23年2月15日(火) 14:00~16:30
場所 茨城県行政書士会事務室
出席者 国井会長、郡司副会長、古川部長、安副部長、間中副部長、飯塚部員、若杉部員、古市部員、大庭部員
(出席者数) 9名
事業 第7回 企画・開発部会

事業の内容

- ①現在までの事業遂行状況の確認と年度末までの事業執行予定について
- ②平成23年度の事業計画及び収支予算について
- ③業務執行部の再編について
- ④その他

日時 平成23年3月8日(火) 9:30~16:00
場所 茨城県開発公社ビル3階 中会議室
出席者 郡司副会長、古川部長、飯塚部員、大庭部員、新公益法人制度プロジェクトチームメンバー
(出席者数) 31名
事業 新公益法人制度への移行に関する無料相談会

事業の内容

茨城県総務部との共催による特例民法法人を対象とした上記の相談会を開催し、機関設計及び定款変更等に関する相談に応じた。事前に相談希望法人を募集したが、予定していた16法人はすぐに埋まり、キャンセル待ちが出るほどの盛況であった。

日時 平成23年4月25日(月) 15:00~16:30
場所 茨城県産業会館大会議室
出席者 郡司副会長、古川部長
(出席者数) 2名
事業 茨城県自由業団体連絡協議会(八士会)

事業の内容

今回の東日本大震災により被災された方々の法律相談に応えるため、例年行っている無料相談会とは別にできるだけ早い時期に八士会として無料相談会を実施することになり、6月下旬から7月上旬にかけて被害の大きい日立市及び鹿行地区において開催することになった。

未曾有の被害をもたらした大地震を経験し、私たちは様々な事態に直面しています。

ライフラインを断たれ、通信手段を断たれることが、突然起こりうるということを思い知らされました。当然だと思っていたことが、実は人為的なサービスであったという、考えてみれば当たり前のことに気付かされました。このことは、私たちの生活そのものの仕組みや成り立ちを、もう一度考えることにもなり、地域や自治体などの行政システムそのものの見直しの機会にもなりました。

それは、「国民と行政を繋ぐ」という行政書士の役割を、あらためて考える機会でもあります。

危機に直面したときに、人は人との繋がりによって助けられ、生きていくことができます。そこではコミュニケーションが重要となり、コミュニケーションの仕方によって、交流が上手くいくときもあれば、ギクシャクすることもあります。そのような場面では、コミュニケーションスキルを駆使して、「対話の場」をコントロールすることができる人が必要とされます。

訴訟社会への移行を前提に法曹人口の増加が進められてきた中で直面した今回の震災によって、法律上の争訟であっても法律的解決が困難な場合が意外と多いことが明らかになりました。法律の適用といったドライな手法の中にも、柔軟な運用というウェットな手法もあります。また、法的フレームの外、或いはそのベースには、「対話による解決」という方法があります。紛争解決への選択枝が多様化した今、私たち行政書士が果たすべき役割は何か。再考する必要があるのではないのでしょうか。

企画・開発部 法務・ADR 対策委員会 委員長 安 圭一

申請取次行政書士管理委員会

平成 22 年 7 月～平成 22 年 12 月における申請取次実績報告結果公表

「申請取次実績報告」の提出状況について

茨城会の申請取次者は現在 171 名です。今回の回答は 138 名（80.70%）でしたが、1 件以上の取次受託者は 29 名に留まり、全申請取次者の中の 16.95% に該当しました。全国的には、取次受託者の人数は全取次者に対して約 1 割と言われておりますので、茨城はそこそこ健闘しているのかもしれませんが、我が国（茨城県）に入国または在留する外国籍者の方々に対するサービスの提供という大命題から考えますと、もう少し取次受託者の人数を増やす方策を考えなければならないのかもしれませんが。

「申請取次実績報告」の内容について

茨城会の申請取次者が平成 22 年 7 月から 12 月の間に関与した国は 19ヶ国（前年同期間 21ヶ国）です。本県に在留する外国人トップ 5 の外国籍者に対する申請取次実績トピックスは下記のようになりました。

（永住許可申請）

① 中華人民共和国	17.39 名	（前年同期間 35.14 名）	前年同期間比 ▲9 人
② 大韓民国	0.00 名	（前年同期間 5.40 名）	前年同期間比 ▲2 人
③ フィリピン	4.34 名	（前年同期間 5.40 名）	前年同期間比 ▲1 人
④ タイ	26.08 名	（前年同期間 8.10 名）	前年同期間比 +3 人
⑤ ブラジル	13.04 名	（前年同期間 35.14 名）	前年同期間比 ▲10 人

（在留資格変更許可申請）

① 中華人民共和国	57.89 名	（前年同期間 62.86 名）	前年同期間比 +22 人
② 大韓民国	2.63 名	（前年同期間 5.71 名）	前年同期間比 ±0 人
③ フィリピン	3.95 名	（前年同期間 11.43 名）	前年同期間比 ▲1 人
④ タイ	0.00 名	（前年同期間 8.57 名）	前年同期間比 ▲3 人
⑤ ブラジル	0.00 名	（前年同期間 0.00 名）	前年同期間比 ±0 人

（在留期間更新許可申請）

① 中華人民共和国	42.70 名	（前年同期間 28.49 名）	前年同期間比 +30 人
② 大韓民国	1.62 名	（前年同期間 6.98 名）	前年同期間比 ▲9 人
③ フィリピン	9.73 名	（前年同期間 16.28 名）	前年同期間比 ▲10 人
④ タイ	10.81 名	（前年同期間 14.53 名）	前年同期間比 ▲5 人
⑤ ブラジル	7.57 名	（前年同期間 22.09 名）	前年同期間比 ▲24 人

申請取次実績報告

(平成22年7月～12月)

※ 括弧書は昨年度同期間実績

申請の種別 申請者の国籍	在留資格認定証明書	資格外活動許可	変更	更新	在留資格取得	永住	再入国	就労資格証明書	合計
中華人民共和国	118 (59)	0 (2)	44 (22)	79 (49)	0 (1)	4 (13)	22 (21)	4 (2)	271 (169)
大韓民国	1 (8)	0 (0)	2 (2)	3 (12)	0 (0)	0 (2)	1 (9)	0 (0)	7 (33)
フィリピン	10 (9)	0 (0)	3 (4)	18 (28)	1 (1)	1 (2)	20 (17)	7 (16)	60 (77)
タイ	6 (2)	0 (0)	0 (3)	20 (25)	4 (1)	6 (3)	26 (26)	0 (0)	62 (60)
ブラジル	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (38)	0 (0)	3 (13)	3 (3)	2 (0)	22 (54)
インド	6 (1)	0 (0)	1 (0)	13 (3)	1 (0)	1 (0)	5 (3)	0 (0)	27 (7)
パキスタン	4 (0)	0 (0)	1 (1)	4 (2)	1 (1)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	13 (6)
ネパール	2 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	7 (0)
バングラデシュ	5 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)
スリランカ	2 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (1)	0 (0)	6 (4)
ベトナム	18 (5)	0 (0)	18 (1)	7 (7)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	44 (13)
ミャンマー	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
インドネシア	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (2)	1 (1)	0 (1)	6 (2)	1 (1)	9 (8)
マレーシア	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	8 (3)
イラン	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
アフガニスタン	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
台湾	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
モンゴル	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
イギリス	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (3)
フランス	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (1)
オランダ	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (2)
オーストラリア	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	0 (1)	0 (6)
アメリカ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (5)
カナダ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)
ペルー	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
ロシア	1 (0)	0 (0)	5 (0)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (0)	0 (0)	16 (0)
ウクライナ	0 (0)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	0 (0)	6 (0)	2 (2)	0 (0)	12 (2)
ルーマニア	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	4 (0)
	173 (90)	0 (2)	76 (35)	185 (172)	8 (5)	23 (37)	98 (97)	15 (21)	578 (459)

東北地方太平洋沖地震災害の発生に伴う在留期間の延長等の出入国管理上の措置について

平成23年3月24日現在

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴い、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号。以下、「特措法」という。)第3条第2項の規定に基づく法務省告示(平成23年3月16日法務省告示第123号)により、在留期間の満了日が延長されます。また、この地震の被害者の方につきましては、特措法第3条第3項に基づく一定の手続きを経て、乗員上陸許可など、対象となる許可等の満了日を延長することができます。

1. 在留期間の満了日の延長について

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴い、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号。以下「特措法」という。)第3条第2項の規定に基づく法務省告示(平成23年3月16日法務省告示第123号)により、在留期間の満了日が延長されます。具体的には以下のとおりです。

(1) 対象となる方

平成23年東北地方太平洋沖地震(以下「本地震」という。)の発生の時点において、次のいずれにも該当する方

ア 在留資格を有して在留している方

イ 在留期間が平成23年8月30日までに満了する方

ウ 「青森県の区域、岩手県の区域、宮城県の区域、福島県の区域又は茨城県の区域(以下「特定区域」という。)にいた方」又は「外国人登録法第4条第1項の規定による登録を受け、同項に規定する外国人登録原票に登録された居住地が特定区域に在る方」

なお、本地震の発生の時点において、在留期間の特例(注)による在留中の場合や外国人登録法上の居住地が特定区域に在る方で再入国許可による出国中だった方が平成23年8月30日までに再入国した場合(再入国許可の有効期間内に再入国した場合に限ります。)も対象となります。

(注)在留期間の特例(入管法第20条第5項(同法第21条第4項において準用される場合を含む。))

在留期間内に在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請がなされた場合で、当該外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了日までにその申請に対する処分がなされないときに、一定期間引き続き在留が認められるもの。

(2) 措置

上記(1)により対象となる方については、その方が有する在留資格に伴う在留期間の満了日は延長され、平成23年8月31日となります。具体的な取扱いは以下のとおりです。

ア 平成23年8月31日まで、在留期間が延長されていますので、それまでの間は、在留期間更新許可を得なくても、不法残留となることはなく、適法に出国もできます。

ただし、延長措置の対象となった元々の在留期間を経過後に出国する場合は、延長措置の対象者であることを出国審査場で確認する必要がありますので、入国審査官にお申し出ください。

イ 今後、日本から出国し、平成23年8月31日までの間に再度入国されるのであれば、再入国許可申請をしていただければ、同許可を取得することができます。

ウ 他方、既に受けている再入国許可の有効期間が延長されるものではありませんので、注意してください。

エ また、既に受けている資格外活動許可の許可期限が延長されるものでもありませんので、注意してください。

オ 平成23年8月31日を超えて引き続き在留を希望する場合には、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請が必要になります。その場合には、平成23年8月31日までに在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行っていただかなければなりません。

カ なお、平成23年8月31日までに在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請をされた方の在留期間の特例(入管法第20条第5項(第21条第4項において準用する場合を含む。))につきましては、同日までにこれらの申請に対する処分がされないときは、平成23年9月1日からこれらの申請に対する処分がされる時又は2月を経過する日のいずれか早いときまで引き続き当該在留資格をもって在留することが認められることとなります。

(3) 措置の対象となる方であることの確認

現に外国人登録証明書をお持ちの方は、同証明書を上記(2)の申請等の際に担当者に御提示ください。

外国人登録証明書をお持ちでない方及び外国人登録証明書上の居住地が特定区域にない方につきましては、書面又は口頭で本件措置の対象となる区域にいたこと又は居住地を有していることを上記(2)の申請等の際に担当者にお知らせください。

Q&A 1

Q

震災前から宮城県内で外国人登録をしており、在留期間の満了日(在留期限)が平成23年(2011年)3月31日までの在留資格で在留していました。在留期間更新許可申請をする予定でしたが、3月11日の地震で被災したため申請することができず、そのまま在留期限を過ぎてしまいました。私は不法滞在(オーバーステイ)になってしまうのでしょうか？

A

地震発生時に青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県で外国人登録をしていた方で、在留期限が平成23年(2011年)8月30日までに到来する方については、被災者に対する特別措置(注)として在留期限が8月31日まで一律に延長されています(この延長のための手続は不要です)。したがって、3月31日の在留期限が経過しても不法滞在とはならず、8月31日までそのまま在留できます。

なお、9月1日以降も引き続き在留を希望する場合は、8月31日までに在留期間更新許可申請等を行ってください。

(注) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づく法務省告示(平成23年3月16日法務省告示第123号)

Q&A 2

Q

地震発生時に青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県で外国人登録をしていた方で、在留期限が平成23年(2011年)8月30日までに到来する方については、在留期限が8月31日まで一律に延長されると聞きました。私は、地震発生時に青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県以外の地域に外国人登録を行っておりました。今回の地震で私も被害を受けたのですが、在留期限を8月31日まで延長することはできないのですか？

A

地震発生時に青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県で外国人登録をしていた方のほか、地震発生時に青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県にいた方についても、在留期限が平成23年(2011年)8月30日までに到来する場合には、在留期限が8月31日まで一律に延長されます。

また、それ以外の方でも、本地震により被害を受け、在留期限が8月30日までに到来する方については、地方入国管理局長あて申出を行うことにより、在留期限が8月31日まで延長できる場合があります。詳しくは、最寄りの地方入国管理局等にお問い合わせください。

Q&A 3

Q

震災前から岩手県内で外国人登録をしており、在留期限が平成23年(2011年)2月28日までの在留資格で在留していました。2月20日に在留期間更新許可申請を行い、入管から審査結果の連絡を待っていましたが、3月11日の地震で被災した後、まだ連絡を受けていません。このまま入管からの連絡を待っていればいいのでしょうか？

A

地震発生時に青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県で外国人登録をしていた方で、地震発生時には在留期限が経過していたものの在留期間更新許可等の申請中であるため在留期間の特例期間(注)中であつた方についても、被災者に対する特別措置として在留期限が平成23年(2011年)8月31日まで一律に延長されています(この延長のための手続は不要です)ので、同日までそのまま在留できます。

なお、申請中であつた在留期間更新許可申請の審査状況に関しては、申請を行った地方入国管理官署にお問い合わせください。

(注)在留期間内に在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請がなされた場合で、申請人が有する在留資格の在留期限までにその申請に対する処分がなされないときに、一定期間引き続き在留が認められる期間のことを指します。

Q&A 4

Q

震災前に観光目的で来日し、青森県内を観光中に平成23年(2011年)3月11日の地震に遭い、大怪我を負って入院しているため、在留期限の4月20日までに出国できそうにありません。このまま日本で治療を受けるためには在留期間更新許可を受けなければならないのでしょうか？

A

地震発生時に青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県にいた方で、在留期限が平成23年(2011年)8月30日までに到来する方については、被災者に対する特別措置として在留期限が8月31日まで一律に延長されています(この延長のための手続は不要です。)。したがって、在留期間更新許可を受けることなく、8月31日までそのまま在留できます。

なお、9月1日以降も引き続き在留を希望する場合は、8月31日までに在留期間更新許可申請等を行ってください。

Q&A 5

Q

5-1

地震発生時に茨城県で外国人登録をしており、在留期限が平成23年(2011年)5月31日までの在留資格で在留しています。現在もっている再入国許可の有効期限も5月31日までです。今回の特別措置により、在留期限は8月31日まで延長されたと聞きました。7月に1週間ほど本国に一時帰国したいと考えていますが、現在もっている再入国許可により再度日本に入国することは可能でしょうか？

5-2

また、許可期限が平成23年(2011年)5月31日までの資格外活動許可を受けていますが、現在もっている資格外活動許可により8月31日までアルバイトをすることは可能でしょうか？

A

5-1

被災者に対する特別措置により、在留期限は平成23年(2011年)8月31日まで延長されますが、再入国許可の有効期限は延長されません。したがって、出国する前に改めて8月31日までの新たな再入国許可を受ける必要があります。

5-2

今回の特別措置では、資格外活動許可の許可期限も延長されません。したがって、平成23年(2011年)6月1日以後もアルバイトをするためには、8月31日までの資格外活動許可を新たに受ける必要があります。

Q&A 6

Q

友人は、震災前から福島県内で外国人登録をしており、在留期限が平成23年(2011年)4月25日までの在留資格で在留していました。友人は震災前に再入国許可を受けて本国に一時帰国し、3月13日に再入国する予定でしたが、3月11日の地震のため搭乗予定便がキャンセルされてしまい、その後も日本行きの便の予約が取れないため、再入国許可の有効期限である4月25日までに再入国することができそうにありません。このまま再入国できなかった場合、友人は在留資格を失ってしまうのでしょうか？

A

地震発生時に青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県で外国人登録をしていた方で、在留期限が平成23年(2011年)8月30日までに到来する方については、地震発生時に再入国許可を受けて出国中だった場合でも、被災者に対する特別措置として、在留期限について8月31日までの延長が可能となります。ただし、渡航先の最寄りの日本国大使館・領事館において、地震に起因する特別の事情により再入国許可の有効期間内に再入国できなかった旨を書面により申し出ただく必要があります。再入国許可の有効期限を延長する手続きも行い、8月31日までに再入国すれば、友人の方は在留資格を失うことなく同日までそのまま在留することができます。

なお、4月25日までに再入国した場合は、被災者に対する特別措置として在留期限が8月31日まで一律に延長されます(この延長のための手続きは不要です)。

再入国許可の有効期限を延長する手続については、外務省領事局外国人課又は渡航先の最寄りの日本国大使館・領事館にお問い合わせください。

Q&A 7

Q

友人は地震発生時に茨城県で外国人登録をしており、在留期限が平成23年(2011年)4月30日までの在留資格で在留していました。友人は震災後の3月18日に東京入管で再入国許可を受け、同月23日に本国に一時帰国しましたが、旅券に貼付された再入国許可シール上の有効期限は、「在留期間の満了日又は許可日から3年を経過する日のいずれか早い日まで」と記載されているそうです。他方、一時帰国のため成田空港から出国する際、旅券に「特措法第3条第2項により在留期間の満了日は2011年8月31日までとする」と記載されているそうです。この場合、友人はいつまで日本に再入国することが可能でしょうか？

A

友人の方の在留期限は、被災者に対する特別措置により平成23年(2011年)8月31日まで延長されていますので、一時帰国する際に東京入管で受けた再入国許可の有効期限も、同じ8月31日となります。したがって、友人の方は8月31日まで再入国することが可能です。

震災の発生により途中帰国した外国人留学生の方へ

3月11日に発生した震災の後、多くの外国人留学生の方が日本から出国されていますが、急いで出国されたため、再入国許可をお取りにならずに出国された方もおられます。

再入国許可を受けずに出国した場合、新たな査証が必要となりますが、このような方については、外務省とも協力して、特例として手続を簡略化し、極力短時間で、日本国大使館・領事館で新たな査証の発給が受けられることになりました。

詳しくは、外務省領事サービスセンター査証班(電話03-5501-8431)、又は、最寄りの日本国大使館・領事館にお問合せください。

在留資格認定証明書の有効期間を経過してしまった方へ

震災の発生により在留資格認定証明書の有効期間(3か月間)を経過してしまった方が、査証を取得するための申請又は上陸のための申請を行う場合、その他の立証資料等から在留資格の該当性について変更のないことが確認されるときは、有効な証明書として取り扱うこととしています。

詳しくは、外国人在留総合インフォメーションセンター、又は最寄りの地方入国管理局にお問い合わせください。

業務研修部

活動状況報告

昨年11月から今年3月まで実施しました研修会の内容は下記のとおりです。

(1) 外部講師による実務研修会

- ・11月25日(木) 産業廃棄物処理業 講師：県庁 廃棄物対策課
- ・1月13日(木) 開発行為許可 講師：県庁 建築指導課
- ・1月27日(木) 警察署管轄の許可 講師：茨城県警察本部 交通規制課
生活安全総務課
- ・2月10日(木) 運送業許可 講師：茨城運輸支局
- ・2月24日(木) NPO 法人の設立運営管理 講師：県庁 生活文化課

(2) 会員講師による実務研修会

- ・12月2日(木) ペットに関する法務 講師：黒田本会理事
- ・1月6日(木) 渉外業務 講師：橋本本会理事
- ・2月3日(木) 農地法許可 講師：村松本会理事
- ・3月3日(木) 相続関係図 講師：木村業務研修部長

(3) 日行連全国研修会

- ・11月4日(木) 第2回全国統一ライブ研修（消費者法、会社法 他）
- ・12月3日(金) 第3回全国統一ライブ研修（外国人施策、査証 他）

(4) パソコン CAD 研修会

- ・12月4日(土) ベルコム水戸校
- ・12月11日(土) ベルコム水戸校

(5) 他部との連携研修会

- ・12月7日(火) 入札参加資格審査申請共同システム 講師：県庁担当者

(6) 新入会員研修会

- ・11月20日(土) 全国統一ライブ研修（職業倫理、要件事実 他）

(7) 新入会員登録時研修会

- ・毎月の登録証授与時にコンプライアンスと各証明書の請求方法、相続に関する基礎的な実務研修
講師：木村業務研修部長

(8) 補助者研修会

- ・3月17日、18日に予定していました研修会は震災のため中止しました。

まとめ

平成22年度は、外部講師による実務研修会は計10回、会員講師による実務研修会は、初級者対象の双方向研修会と合わせて12回実施しました。皆様のご協力ありがとうございました。

IT推進部

活動状況報告

ホームページにおける会員紹介検索システムのお知らせ 及び掲載希望者の募集

本会のホームページがリニューアルされてから1年が過ぎようとしております。

現在の会員検索は、日行連が管理している「会員・法人検索システム」を利用していますが、使い勝手の問題、事務所のWEBサイトへのリンクがないなどの問題があり、依頼者にわかりやすい会員検索システムを作って欲しいとの強い要望が会員及び一般の依頼者からありました。

上記を踏まえ、本会独自の会員検索システムをリリースいたします。

希望者は下記の条件をよくご覧になり、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。

運営指針

- ・検索システムへは、希望者のみ公開とする。登録会員名簿の提示ではなく、実務者の紹介リストという位置づけである。
- ・検索条件の種類：地域（支部または市町村）、受託可能業務
- ・掲載するメールアドレス、ホームページURLは、行政書士事務所として開設しているものに限る。

申込み方法

下記の情報を、メールにてお知らせください。FAX／郵送では受付できません。

メール宛先 hp@ibaraki-gyosei.or.jp（ホームページ専用受付アドレスです）
メール件名 検索システム掲載希望

氏名：
事務所市町村名：
電話番号：
メールアドレス：
ホームページURL：
受託可能業務： ※下記の業種から7個以内

※下記の業務から、7個以内を選択してご記入ください

交通運輸関係、建設業関係、農地法関係、風俗・食品関係、入管法関係、会計記帳関係、産廃関係、社労関係（S55.8月末日までの入会者のみ）、相続・遺言関係、法人設立関係、都市計画関係

日程

一次締切3月18日までに受付けたものは、3月末日までに公開予定です。
その後、新規希望・追加、訂正、削除は随時受け付けます。

水戸支部だより

266名

日 時 平成22年11月27日(土)
 場 所 栃木県行政書士会
 出席者数 16名
 事 業 栃木県行政書士会との懇談会

事業の内容

北関東の隣の県どうしということで、栃木県行政書士会会館の見学を兼ねて、事業の状況などを意見交換するという目的で企画しました。栃木県行政書士会の絶大なる協力を賜り、大変有意義な意見交換の場となりました。



H22. 11. 27 栃木県行政書士会研修会

日 時 平成23年 2 月 7 日(月)
 場 所 水戸市民会館
 出席者数 16名
 事 業 第3回「情報交換の集い」

事業の内容

所得税の申告の時期ということもあり、本会支部理事でもあります樋田雅美講師をお招きして、Q & A方式で税務の問題について話し合いました。常日頃思っているもなかなか相談できない悩みなどをざっくばらんに話し合い、大変有意義な話し合いの場となりました。

- (1) 税務の問題について Q & A
講師 樋田 雅美先生
- (2) その他フリートーキング
- (3) 懇親会



H23. 2. 7 第3回情報交換の集い

日 時 平成23年 2 月15日(火)
場 所 水戸市民会館
出席者数 20名
事 業 業務研修会「風俗営業に関して」

事業の内容

茨城県警察本部生活安全部総務課より、講師を招き風俗営業の現状と、風俗営業許可申請にかかわる基本的な事項、注意点などを学習する。



H23. 2. 15 業務研修会（風俗営業）

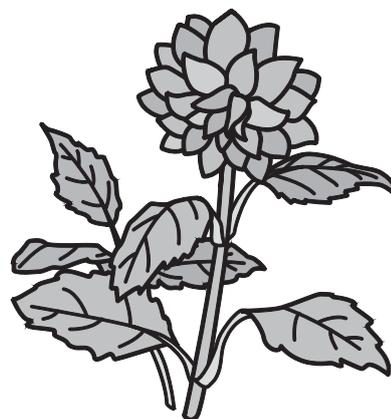
日 時 平成23年 4 月16日(土)
場 所 水戸市みまつホテル
出席者数 20名
事 業 平成23年度第 1 回理事会

事業の内容

議 題

- ①平成22年度事業報告
- ②平成23年度事業計画
- ③監査報告
- ④支部役員選出について
- ⑤地震災害について

(通信員 和田 勝則)



県南支部だより

367名

日時 平成23年1月28日（金） 午前8時30分県南地方総合事務所出発

場所 群馬県前橋市 群馬県行政書士会
群馬県商工会議所会館 3階 アネモネ

出席者 茅場支部長 以下21名

事業 農地法申請に係る行政書士職域確保研修会

講師 リーダー 中澤 照雄（支部長会議長）
担当員 中山 晃（相談役）

内容

- 1・群馬会の県農政課農地法許可等に関する経緯
- 2・市町村農業委員会・農政窓口での支部の取組と経緯
関東地方協議会連絡会（茨城会）第2分科会での協議内容紹介
茨城会・群馬会での状況と今後について

参考資料：群馬県 農地法関係の手引き 群馬県行政書士会発行
開発許可制度の手引き 群馬県行政書士会発行

第1 群馬会の組織

- 1 県の部局に順次で、業務推進グループを組織し、建設・開発・農転・産廃・運輸・風俗・国際・電子・法人・成年後見・知的財産・宅建・食品衛生管理・契約等各部業務を設け、各担当者が窓口になり県職員の異動により関係が途切れる事のないよう窓口対策に努めた。
- 2 各業務部局の担当は、理事とは別としていること。
理由として、理事の任期は2年のため業務に意欲を欠く場合が多ため特別の理由が無い限り継続して専門的に担当業務に当たること。
- 3 業務研修については、担当部局責任者が県の担当者と信頼関係を深め、職員を講師として依頼し行政書士業務の理解を得ている。

第2 手引き書作成に至る経緯

- 1 農地転用に関しては、茨城と同様広報月間時に各市町村農業委員会等において調査を行ってきたが、現在では個人情報保護法により調査を拒否されるに至った。
- 2 窓口業務を推進するため昭和63年から平成16年まで県職員を講師に依頼し合計17回研修を実施した。
- 3 行政書士法の改正が平成14年7月1日施行に伴い行政書士に代理権が与えられたことから、当時の群馬会 内山会長は、総務省及び農林省と交渉を何度も重ねた結果、農林省から農地転用申請には、申請者の印鑑は必要とせず、行政書士の職員で良いとの承諾を得るに至ったのである。

- 4 更に群馬県農政課と執拗に協議を重ねた結果、農地法関係の手引書作成の成果を得ることが出来た。
- 5 この手引書は、農政関係部署及び各市町村農業委員会の全てに配布され、農地法関係許認可申請は、行政書士が約85%手続きを行うようになったのである。

第3 職域確保の方策について

- 1 群馬会では、顧問県議団に対し誓願を行った結果・採択され各関係機関に文書が配布され周知徹底された。
- 2 窓口対策として、毎年標示板設置の確認を実施すると共にチラシ・ボールペン・定規などの窓口に置き広報活動の一環として無償配布を行い職域確保を図っている。

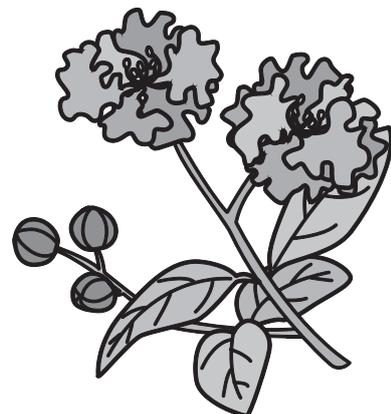
第4 茨城会（本会）に対する要望

- 1 本会の業務執行体制は旧態依然の体制であり、職域確保等を図るためにも組織を改革する必要があると思われる。
特に、県や市町村においても国の部局の名称が変更になれば、それに合わせた名称に変更している部分がみられるが、本会に置いても群馬会のように、県の各部署の名称にあわせる事により親しみが湧いてくるとと思われる。
- 2 また、県議会に対する誓願も一つの方法と思われます。
この度の視察研修の結果、茨城会は非情に劣っていると痛感しました。

この度の、研修に当たり群馬県行政書士会において、非情に温かい歓迎を受け研修が出来ましたこと感謝申し上げる次第でございます

平成23年1月30日

(通信員 茅場 俊彦)



県西支部だより

241名

日時 平成23年1月22日(土) 10:00~12:00
 場所 筑西市中央図書館 視聴覚室
 参加者 38名
 事業 新年事始め 研究会開催

事業の内容

研究会開催の支部長あいさつで、小島信一会員（筑西市）及び大島信夫会員（古河市）の市議選への出馬紹介と、本人のあいさつがあった。

【研究会資料 第1分冊】

- I. 支部研究会の意義・目的 ー報告者 安田 康一
- II. 境界問題 ー講師 土地家屋調査士・行政書士 鈴木 陽一
- III. 資格・業際問題
- IV. 支部・本会 業務の問題
- V. 会務の拠点・支部の分割
- VI. 改正様式
- VII. 会社・法人登記事務取扱庁の変更

【研究会資料 第2分冊】

- VIII. 相続預金の解約
 1. 相続手続（全般）
 2. 個別 金融機関の処理
 - みずほ銀行
 - 足利銀行
 - 常陽銀行
 - 武蔵野銀行
 - 筑波銀行
 - 東日本銀行
 - JAバンク茨城県信連
 - 結城信用金庫
 - 水戸信用金庫
 - 中央労働金庫
 - 茨城県信用組合
 - ゆうちょ銀行

【研究会資料 第3分冊】

平成23、24年度 建設工事 入札参加資格審査申請要領

1. 中央省庁
2. 茨城県
3. 県+特定市町村
4. 県内全市町村
5. 古河市
6. 結城市
7. 筑西市
8. 五霞市



支部長あいさつ（研究会）



講師 鈴木陽一会員（研究会）

9. 常総地方広域市町村圏事務組合
10. 八千代町
11. 下妻市
12. その他の市町村

日時 平成23年1月22日（土） 12：15～
 場所 ファミリーホテル節恵（筑西市）
 参加者 26名



乾杯♪（懇親会）



田所嘉徳県議（懇親会）

事業 支部月刊誌「県西の風」（毎月1日発行）

送付先 購読支部会員・支部紹介弁護士・パソコンサポーター他

事業の内容

* 1月1日発行 第116号（A4判 80頁）

【年頭所感】 手続法7条と代理権

【研究】 産業構造ビジョン
法とは何か 17

【県内市町村案内】 (18) 美浦村

【支部会員の動静】【県内会員数】

【業務手引】 産廃処分業申請 1
経営事項審査（改正）

【スクラップ】 業務関連ニュース・解説
犯罪人名簿
部屋の明渡し
労働保険の加入

【支部紹介弁護士】

【行政書士】 行政書士制度の状況課題 V

【雑学】 電池

【統計】 人口・人口動態・世帯数

* 2月1日発行 第117号（A4判 80頁）

【支部事業】 新年事始研究会・懇親会
弔意・見舞手続き

【業務手引】 事務組合の入札参加資格申請
産廃処分業申請 2

【スクラップ】 業務関連ニュース・解説

【研究】 商業・法人登記
経営数字の読み方 3
自治体法務 1

【県内市町村案内】 (19) 龍ヶ崎市

【支部会員の動静】【県内会員数】

【参考資料】 雇用保険制度
成年後見

【質疑応答】 厚生年金保険

【行政監視】 総務大臣 片山 善博

* 3月1日発行 第118号（A4判 80頁）

【県議・田所 嘉徳】 衆院1区へ

【本会】 新春交流会

【県内市町村案内】 ⑳ 阿見町

【支部会員の動静】【県内会員数】

【業務手引】 一般貨物自動車運送事業 ①
遺言執行

【スクラップ】 業務関連ニュース・解説
農業委員会・農地
相 続
公益法人・車
後見人
弁護士
合 併

【行政事務】 筑西市・事務処理マニュアル

【研 究】 自治体法務 2

【行政監視】 京都府知事 山田 啓二

* 4月1日発行 第119号 (A4判 80頁)

【業務手引】 建設業など許可期間延長
商業登記・水戸に集中
組合決算・総会後の手続
一般貨物自動車運送事業 ②

【スクラップ】 業務関連ニュース・解説
規制緩和
合併審査
労災申請
農（農転・委員会・合同会社）
後見人
自動車

【隣接士会】 弁護士・司法書士

【研 究】 占有の訴え
民法・商法・行政法
自治体法務 3

【雑 学】 漢字の成立ち

【県内市町村案内】 ㉑ 美浦村

【支部会員の動静】【県内会員数】

【参考資料】 市町村の県への許認可申請

【支部事業】 市議会議員選挙に向けて

* 3月30日発行 号外「県西の風」速報第22号 (A4判 8頁)

東北地方太平洋沖地震による災害の被害者に係る許可等の有効期間の延長について

2011年4月24日市議会議員選挙結果

支部推薦の会員2氏、当選!!

小島 信一会員（筑西市 定数24 立候補者29名）

大島 信夫会員（古河市 定数28 立候補者31名）



当選！小島信一会員（左）及び大島信夫会員（右）

（通信員 倉持 良信）

県北支部だより

106名

日時 平成23年4月21日（土） 午後3時開会
場所 多賀ステーションホテル1階和室（日立市千石町1丁目2-13）
事業 第1回理事会
出席者 15名

**事業内容**

3月11日震災の後、常磐線も臨時ダイヤでようやく運行再開するなか、4月21日土曜日午後3時より平成23年度県北支部第1回理事会が日立市内の多賀ステーションホテルで開催された。

開会のことばの後、四釜支部長の挨拶があり、出席者の報告等がなされ理事会が有効に成立していることを確認し審議に入る。

審議事項については以下の通り。

- (1) 平成22年度茨城県行政書士会県北支部定時総会提案事項について
 - ①平成22年度事業報告及び決算報告承認に関する件
 - ②平成23年度事業計画（案）及び収支予算（案）の承認に関する件
 - ③県北支部役員改選に関する件
 - ④茨城県行政書士会理事選任に関する件
 - ⑤茨城県行政書士会代議員選任に関する件

- (2) 平成22年度茨城県行政書士政治連盟県北支部定期大会提案事項について
 - ①平成22年度運動報告に関する件
 - ②平成23年度事運動方針（案）の承認に関する件
 - ③県北支部役員改選に関する件
 - ④茨城県行政書士会政治連盟幹事選任に関する件

(3) 平成23年度茨城県行政書士会県北支部定時総会及び茨城県行政書士政治連盟県北分会定期大会の開催日程について

以上、(1)及び(2)については問題なく満場一致で承認され、(3)について場所日時は下記の通りに決定した。



平成23年3月11日の震災から2ヶ月がたちました。県北は海沿いも内陸部も被害が大きく、津波のあった北茨城ではいまだに避難所で生活している人がいる状況です。民家住宅では石塀が崩れ、屋根が損傷しブルーシートで覆われている家が広い地域で多く見受けられます。県北支部会員の中にも、事務所等に被害を受けた会員がおられるようです。

自治体は全力で復旧に当たっているようです。しかし、損傷が激しい道路などはいまだに復旧できないところがあります。県北地域においでの際は道路情報等をご確認ください。

被災された方々の一日も早い復興をお祈り申し上げます。



平成23年3月30日撮影 大津港漁港。
津波により奥の漁港に4隻の漁船が乗り上げている。
手前には漁船が転覆し船底が見える。

(通信員 楠見ゆたか)

鹿行支部だより

74名

日時 平成23年4月22日(金) 14時00分～16時30分
場所 鹿嶋ハイツスポーツプラザ 第4会議室
出席者数 13名
事業 平成23年度第1回鹿行支部理事会並びに政連支部幹事会

事業の内容

- 1 支部定時総会へむけて
支部総会提案事項について
平成23年度定時総会議案書(案)
- 2 支部定期大会へむけて
支部大会提案事項について
平成23年度定期大会議案書(案)

理事会後、潮来市議会議員吉川俊先生より、液状化現象による震災の被害が大きい潮来市日の出地区の現状等、市政報告がありました。

ご報告

佐藤信成会員が4月の鹿嶋市議会議員選挙において、当選されました。今後のご活躍をお祈りいたします。

今回は、3月に予定されていましたが震災の影響により中止となり、震災後初の理事会役員の顔合わせとなりました。互いに震災の被災状況や会員同士の無事を確認しあいました。

鹿行支部の地域は、鹿嶋灘に面した水郷地帯であることから、鹿嶋コンビナートの被災や津波・液状化現象による家屋の沈下、傾き、上下水道復旧の遅れ等、震災が市民生活に大きな影響を及ぼしています。

液状化や塩害、用水路の破損等作付ができない水田も多い中、例年通りゴールデンウィークには田植えが行われている様子を見ますと、ほっと安堵するものがあります。今年の秋は豊作でありますようにと願うばかりです。

(通信員 小嶋 幸江)

政治連盟ニュース

政連推薦 たちしずま 館静馬県議 自動車登録促進を力強く提言!!

2月22日に開催された茨城県行政書士会新春祝賀会に来賓としてご出席いただいた館静馬県議会議員（いばらき自民党・水戸市選挙区）が、ご祝辞の中で、県外から茨城県へ転入してきた方々の自動車登録のあり方について当会の意見と協力を求められました。

その後館議員に詳しい事情をお伺いしたところ、「県外から茨城県に転入してきた方々の多くは、所有または使用する自動車のナンバーを変更することなく生活している。しかし、「自動車の保管場所の確保等に関する法律（車庫法）」第7条によれば、保管場所の位置を変更した場合には、変更した日から15日以内に所轄警察署へ届出をしなければならないことになっている。違反した場合、罰金10万円という罰則規定もある。当該申請を促すことにより1件2,600円の県税収入が見込まれ、加えて、他県ナンバーから水戸、土浦、つくばナンバーへ変更することにより、自動車税（県税）の税収アップも可能である。この流れを作るために良い方策はないだろうか？」というものでした。

当会には車庫証明申請手続きを業務としている会員が多いこと、更に出張封印受託者にご依頼いただければ、当該車両を運輸支局へ持ち込むことなく水戸、土浦、つくばナンバーへの変更登録が可能であることをご説明申し上げたところ、「行政書士会のご協力がいただければ、県民に新たな納税負担をかけることなく税収アップにつながる。是非この方策を定例議会で質問したい。」との見解を伺いました。

3月7日午後3時40分から開始された茨城県議会平成23年第一回定例会の一般質問で議場に登壇した館議員は、前述の2点について県警本部長と県総務部長に対して質問をいたしました。県警本部からは、自動車免許証の書き換えや更新で来署した県民に対して、保管場所の移転があった場合には速やかに届出を出すよう働きかける旨の答弁があり、県総務部長からは、県外からの転入窓口である市町村と連携し、罰則規定を明記したチラシを配布するなどして税収アップを図りたい旨の発言がありました。

当会といたしましても、車庫証明申請対応可能会員及び出張封印受託者の名簿配布をはじめとして、より効率の良い税収アップへ寄与していく所存であることを広報していかなければならないでしょう。

管轄違いの
ナンバーを
無くそう



変更手続

ナンバー変更に関する書類の作成は
行政手続きの専門業（行政書士）に
ご相談下さい。

茨城県行政書士会



質問終了後、館静馬県議とハイチーズ！



論理明快 行政書士を
しっかりアピール頂きました！

平成23年度第1回常任幹事会

- I 日時 平成23年4月19日(火) 11時30分～12時30分
- II 場所 県開発公社会議室
- III 出席者 國井会長、郡司(勝)常任幹事、雨貝常任幹事、木村常任幹事
事務局 関根事務局長

IV 協議事項

平成23年度第1回幹事会提出議案について

1. 統一地方選挙の対応について

原案承認

國井会長より推薦候補者全員の当選を期して、組織を挙げて取り組む決意が述べられ、あわせて現在の情勢などが報告された。

4月17日告示、同24日投開票の統一地方選挙に立候補予定の会員9名を推薦決定し、さらに取手市長選挙の推薦候補として藤井信吾(現・1期)氏、茨城町長選挙の推薦候補として小林宣夫(現・1期)氏を推薦可との常任幹事会の決定を幹事会に送付、幹事会において推薦決定されたことが報告された。

尚、結果として行政書士会全体としては、12名の立候補があった。

郡司常任幹事から被推薦者のあり方、推薦についての機関決定の方法論について提言がなされた。

2. 平成22年度活動報告および決算報告について

原案承認

國井会長より、昨年実施された参議院議員選挙、県議会議員選挙への対応、その他政治活動全般について説明がなされた。特に、遠藤実顧問の早期復帰を願って、全面的な支援をすることが確認された。また、会費の納入率向上のための取り組み強化を図ることで一致した。

3. 平成23年度運動方針および収支予算について

原案承認

行政不服審査法の不服申立代理権の付与、行政機関における行政書士法、行政手続法の遵守を求める県議会への請願、県行政への要望活動を積極的に行うこと、県選出国會議員や会員自治体議員との連携強化などについて、その方針が立てられた。

4. その他

法改正要望の進捗状況など、日政連の現状についての議論がなされた。

V 報告事項

1. 日政連・茨政連の活動状況について

法改正要望重点三項目について

2. その他

平成23年度第1回幹事会

- I 日時 平成23年4月27日(水) 10時から
- II 場所 県開発公社ビル会議室
- III 出席者 正副会長、郡司(勝)常任幹事、雨貝常任幹事、古川、安、間中、橋本、飯塚、若杉、古市、大庭、石井、森田、竹内、田向、桜井、茅場、安田、斉藤、四釜、園部、大内
監事、木村監事
- 事務局 関根事務局長

IV 協議事項

平成23年度定期大会への提出議案について

- | | |
|----------------------|------|
| 1. 平成22年度活動報告について | 原案承認 |
| 2. 平成22年度決算報告について | 原案承認 |
| 3. 平成23年度運動方針(案)について | 原案承認 |
| 4. 平成23年度収支予算(案)について | 原案承認 |
| 5. その他 | |

自民党・民主党行政書士議連総会開催

平成23年4月20日午前8時から、自由民主党本部におきまして自由民主党行政書士制度推進議員連盟総会が、同じく4月26日午前8時から衆議院第一議員会館会議室では、民主党行政書士制度推進議員連盟総会が開催され、それぞれ早朝にもかかわらず、自民党の野田毅会長、民主党の赤松広隆会長をはじめ多くの衆参国会議員出席のもと、日本行政書士会連合会ならびに日本行政書士政治連盟から各種要望がなされました。

今回は震災復興への支援をメインとし、被災自動車の廃車手続き、入管関係、戸籍住民台帳事務など、行政書士の業務分野において社会的な責任を果たすべく、行政協力を行う用意がある旨強調し、積極的な活用促進を主眼として要望いたしました。尚、行政書士法の改正、自動車ワンストップサービス、司法書士法改正への反対などにつきましても、通常どおりお願いいたしました。

自民党議連では、常連メンバーである本会顧問の岡田広参議院議員、民主党議連におきましては、福島伸享衆議院議員がご出席くださり、力強いエールをいただきました。本当にありがとうございました。両総会ともに國井豊会長が、日政連副会長の立場で出席しております。

統一地方選挙 行政書士大躍進！

今回、茨城県内では12市2町の議員選挙（取手市のみ補欠選挙）が実施されました。286名の定数をめぐって332名の立候補者がありましたが、なんと本会会員がその内の3.6%12名を占めました。この世の中、数え切れない職業が存在する中で、行政書士の地域での活躍、住民からの信頼を窺い知ることが出来るのではないのでしょうか。そしてさらに驚くべき快挙。全員が見事当選。みなさん選挙も上手なようです。選挙後、行政関係者はもとより、各界各層の方々から「行政書士、すごい」「これから何をめざすのか」など私たち会員が想像する以上に、大きな反響を呼んでおります。茨城県行政書士制度推進議連活動の再スタートをはじめ、この勢いをもって制度のさらなる推進、地位向上のため、当選された議員の皆さんとしっかりと連携を図ってまいります。今後ともご支援ご協力の程、よろしく願いいたします。

第17回統一地方選挙 茨政連推薦候補者（選挙結果報告）

ご当選 誠におめでとうございます

- | | | | | |
|------------|---------------|---|----|--|
| 1. 市町村長 | 2名 | | | |
| ・取手市長候補 | 藤井 信吾氏 | 現 | 当選 | |
| ・茨城町長候補 | 小林 宣夫氏 | 現 | 当選 | |
| 2. 市町村議会議員 | 9名（政治連盟会員） | | | |
| ・古河市議候補 | 大島 信夫会員（支部推薦） | 新 | 当選 | |
| ・竜ヶ崎市議候補 | 油原 信義会員 | 新 | 当選 | |
| ・牛久市議候補 | 宮崎 智会員（支部推薦） | 新 | 当選 | |
| ・牛久市議候補 | 板倉 宏会員（支部推薦） | 現 | 当選 | |
| ・牛久市議候補 | 村松 昇平会員（支部推薦） | 新 | 当選 | |
| ・鹿嶋市議候補 | 佐藤 信成会員 | 新 | 当選 | |
| ・筑西市議候補 | 小島 信一会員（支部推薦） | 新 | 当選 | |
| ・筑西市議候補 | 大嶋 茂会員 | 新 | 当選 | |
| ・取手市議候補 | 川又 貞男会員 | 新 | 当選 | |

その他、本会会員で当選者3名

皆様のご支援ご協力に感謝御礼申し上げます

新入会員の紹介

- ① 行政書士になった動機はなんですか？
- ② どのような行政書士事務所を目ざしていますか？
- ③ 開業したらどんな業務を中心にやっていきますか？
- ④ 趣味・特技はなんですか？



さ やま あつ なり
佐 山 篤 功

昭和52年6月14日生

【支 部】 県西支部
【入会年月日】 平成22年11月1日
【電 話】 0280(31)0252
【メールアドレス】 g-shoshi-sayama@gmail.com

【事務所所在地】 〒306-0006 古河市平和町23-10

- ① 「カバチタレ」を読んで、事務だけでなく、活動的な姿が面白そうだと思ったからです。
- ② 部長、課長がいるような広い分野をカバーできる事務所。
- ③ 相続、離婚、交通事故。
- ④ ギター演奏、ジミヘンに憧れて、レフトギターを始めました。法律の勉強も趣味に近いかもしれません。



ひら つか まさ し
平 塚 正 史

昭和38年3月10日生

【支 部】 県南支部
【入会年月日】 平成22年11月1日
【電 話】 029(879)7648
【メールアドレス】 hiratsukajimusho@ybb.ne.jp

【事務所所在地】 〒300-1235 牛久市刈谷町3-68-2

- ① 市民に身近な法律家として、社会的弱者を支援したいから。
- ② お客様の立場に立って、問題を解決する事務所。
- ③ 離婚、相続、遺言、成年後見、消費者問題など民事の相談を中心にしていきたい。
- ④ ブラジルの研究。ポルトガル語が得意です。



はし もと かず お
橋 本 和 雄

昭和25年3月12日生

【支 部】 水戸支部
【入会年月日】 平成22年11月15日
【電 話】 029(271)9541
【メールアドレス】 hashimokaz312@coffee.ocn.ne.jp

【事務所所在地】 〒312-0052 ひたちなか市東石川2-13-1

- ① 社会の役に立つことを通して、人と人とのつながりを大事にし、それが自分の生きがいとなるような活動に携わりたいと思っていました。
- ② 事務所に気軽に顔を出していただけるような、明るくて頼りがいのあるイメージをつくっていききたいです。
- ③ 相続、婚姻、離婚、養子、出生等の戸籍事務や法人登記、都市計画に関するものを幅広く手掛けたいです。
- ④ 水泳やウェイトトレーニングで 体力を作っています。また土地利用変化と都市景観に興味を持っています。



やま なか まさ お
山 中 政 雄

昭和24年8月17日生

【支 部】 県西支部
【入会年月日】 平成22年11月15日
【電 話】 0296(55)4857

【事務所所在地】 〒300-4424 桜川市真壁町源法寺813

- ①
- ②
- ③
- ④



たか はし ひろ ゆき
高 橋 博 之

昭和53年8月9日生

【支 部】 県西支部
【入会年月日】 平成22年12月15日
【電 話】 0296(24)1880

【事務所所在地】 〒308-0041 筑西市乙506-5

- ① 公認会計士業務、税理士業務との相乗効果。
- ② ワンストップサービスが実現できる事務所。
- ③ 相続、会社設立、建設業。
- ④ 食べ歩き。



さ とう よう いち
佐 藤 洋 一

昭和34年1月16日生

【支 部】 県北支部
【入会年月日】 平成22年12月15日
【電 話】 0293(46)1788
【メールアドレス】 ibakita4516@sky.sannet.ne.jp

【事務所所在地】 〒319-1715 北茨城市関南町神岡下21-2

- ① 独立して自由に出来るということに魅力を感じました。また、行政書士の業務そのものも、大変やりがいのあるものだと思います。
- ② 身近な立場から、なんでも相談に乗れるような事務所を目指します。
- ③ 相続関連業務を中心にしながら、許認可や行政書士がかかわれる分野での経営コンサルタント的な業務をやりたいと思っています。
- ④ ゴルフ、読書、園芸。



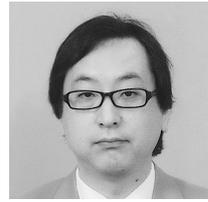
なが い ひさし
永 井 久

昭和23年1月14日生

【支 部】水戸支部
【入会年月日】平成23年1月1日
【電 話】0299(45)7667

【事務所所在地】〒319-0201 笠間市上郷 2575-1

- ① これまでの行政事務経験を生かし、社会に還元したい。
- ② 安心して相談・依頼される事務所を目指します。
- ③ 許認可、相続手続事務を中心に展開していきたい。
- ④ 囲碁。



せき やま けん いち
関 山 健 一

昭和47年1月13日生

【支 部】県南支部
【入会年月日】平成23年1月15日
【電 話】029(831)3729
【メールアドレス】DQA01617@nifty.ne.jp

【事務所所在地】〒300-0007 土浦市板谷 4-667-101

- ① 以前プログラマーをしていた時に法律を知らないといけないと思い、勉強した法律知識を今度は世の中に役立てたいと考えました。
- ② 依頼者の信頼を裏切らないように心掛けたいです。
- ③ 特許事務所に勤務した経験を活かして、知的財産関係の業務が出来たらよいかなと思います。
- ④ 水泳、歴史、ゲーム。



ふる や かず ひこ
古 谷 和 彦

昭和30年3月13日生

【支 部】県南支部
【入会年月日】平成23年1月15日
【電 話】0297(82)6439
【メールアドレス】kuro-furuyal@msf.biglobe.ne.jp

【事務所所在地】〒300-1532 取手市谷中 326

- ① 長期間サラリーマン生活をしておりましたが、いずれは独立開業と考えていました。夢の第一歩を踏み出しました。
- ② 信用、信頼され、活用していただける事務所を目指します。
- ③ 法人設立、建設業許可、遺言・相続、離婚。
- ④ ゴルフ。「いつでもどこでもだれとでも何度やっても100前後」



さ とう しゅう いち
佐 藤 修 一

昭和50年10月7日生

【支 部】県南支部
【入会年月日】平成23年2月1日
【電 話】029(896)4733

【事務所所在地】〒300-0306 稲敷郡阿見町曙 305-1
ソレイユ CHISATO101 号

- ①
- ②
- ③ 会社設立。経営革新。
- ④ スノーボード。



なか やま たか よし
中 山 隆 義

昭和20年1月30日生

【支 部】県南支部
【入会年月日】平成23年2月1日
【電 話】0297(48)5349

【事務所所在地】〒302-0127 守谷市松ヶ丘 7-5-6

- ① 会社勤務の経験を活かして、社会貢献をしたいと考えました。
- ② 気軽に相談に乗れる行政書士を目指したいと思います。
- ③ 相続、後見人等。
- ④ 読書、スポーツ観戦。



こい ぬま かず よし
鯉 沼 和 義

昭和23年6月1日生

【支 部】県西支部
【入会年月日】平成23年2月15日
【電 話】0297(23)5582

【事務所所在地】〒303-0021 常総市水海道諏訪町 3002

- ① 行政書士として社会に貢献したと考えた。
- ② 依頼者に対し、幅広い知識を持って、適確な判断と正確な処理が行えることを目指している。
- ③ 相続業務。
- ④ 旅行。



せ がわ たか ゆき
瀬 川 崇 幸

昭和46年2月3日生

【支 部】水戸支部
【入会年月日】平成23年2月15日
【電 話】029(240)3725

【事務所所在地】〒310-0853 水戸市平須町 1828-189

- ① 貢献。
- ② 親切。
- ③ 会計。
- ④ サーフィン、サッカー。



やま おか きよ し
山 岡 清 司

昭和20年32月10日生

【支 部】県南支部
【入会年月日】平成23年3月1日
【電 話】029(875)0780

【事務所所在地】〒300-1282 牛久市井ノ岡町 2110-1

- ① 行政経験を生かし、「安心して生活できる社会づくりのために」役立ちたい。
- ② 明るく、気軽に相談できる事務所に。
- ③ 医療・福祉関係の許認可申請など。
- ④ ゴルフ、読書。



なか にわ ひで とし
中 庭 英 俊

昭和 25 年 3 月 17 日生

【支 部】 県北支部
【入会年月日】 平成 23 年 3 月 15 日
【電 話】 029(298)3289

【事務所所在地】 〒311-0103 那珂市横堀 653

- ① 行政経験を生かし、地域のために貢献したいと思ったからです。
- ② 地域の住民に信頼される事務所になりたい。
- ③ 農振法、農地法、都市計画法関係に関するもの。
- ④ 将棋、旅行、ドライブ。



すず き かず お
鈴 木 一 男

昭和 3 年 9 月 15 日生

【支 部】 県北支部
【入会年月日】 平成 23 年 3 月 15 日
【電 話】 0294(52)4606

【事務所所在地】 〒319-1234 日立市大和田町 1-5-14

- ① 今回は、再登録です。おかげさまで、心身共に、健康に恵まれているので、「慣性の法則」ではないが、余った力を「行政書士会」のために、貢献したい。
- ② 1. 完璧な業務を遂行し、名に恥じないよう、常に研鑽を積み、即答する体制を整えておきたい。文章も、簡潔に要領よく表現したい。「。」の点を打つ箇所も注意します。
もとより、専門外の分野がほとんどですので、その点は、よろしくご指導願います。
- ③ 「家族法に関する事項」「会社法に関する事項」「休眠担保権に関する事項」「農地法に関する事項」
- ④ 文学紀行・民俗学の研究等。



みや もと かつ あき
宮 本 勝 章

昭和 40 年 7 月 18 日生

【支 部】 水戸支部
【入会年月日】 平成 23 年 4 月 2 日
【電 話】 029(248)8174
【メールアドレス】 kikorita@nifty.com

【事務所所在地】 〒311-1134 水戸市百合が丘町 6-20

- ① 今まで、仕事をしてきて、お客様により深くお役立ちができると思ったので。
- ② お客様へ安心感の提供と希望あるれる未来の創造に貢献できるような事務所を目指します。
- ③ 相続・遺言、事業承継の分野を中心に業務を行っています。
- ④ 趣味：映画鑑賞（邦画とアクションもの中心）と特技：ソフトボール、野球です。



おお さわ やす ひろ
大 澤 泰 弘

昭和 59 年 8 月 26 日生

【支 部】 県南支部
【入会年月日】 平成 23 年 4 月 2 日
【電 話】 029(879)9296
【メールアドレス】 info@osawa-office.com

【事務所所在地】 〒300-1223 牛久市城中町 1155

- ① 法律を知らずに困っている人のお役に立ちたいと思ったからです。
- ② 何か困ったとき、「あそこにいけば大丈夫」といわれる事務所を目指しています。
- ③ 相続・遺言業務を中心にやっていきたいです。
- ④ 読書、フットサル。



わ だ みつ ろう
和 田 光 郎

昭和 27 年 4 月 19 日生

【支 部】 県西支部
【入会年月日】 平成 23 年 4 月 2 日
【電 話】 0280(92)4476
【メールアドレス】 hplife@nifty.com

【事務所所在地】 〒306-0214 古河市高野 1433-1

- ① 法律に関する仕事をしたかった。
- ② 法律に明るい、頼りになる事務所を目指します。
- ③ 自動車登録関係、入管手続関係、相続関係の業務を中心にしたいと思っています。
- ④ 将棋。



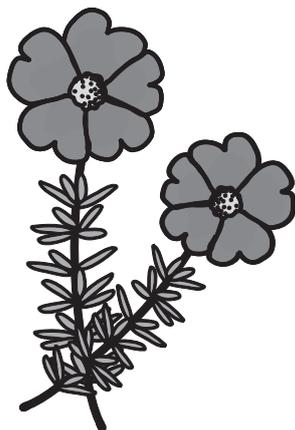
おお かわ みのる
大 川 稔

昭和 39 年 11 月 28 日生

【支 部】 鹿行支部
【入会年月日】 平成 23 年 4 月 2 日
【電 話】 0299(84)1771

【事務所所在地】 〒314-0036 鹿嶋市大船津 2055-4

- ① 土地家屋調査士をしていますので、業務の幅を広げたいと思い登録しました。
- ② 安心して気軽に相談でき、地域の方から信頼される事務所を目指します。
- ③ 以前、建設業界にいたので、建設業関係と土地家屋調査士業務と関連して、相続や農地法関係の業務を中心にやっていきたいと思っています。
- ④ 趣味はサーフィンです。特技は特にありません。



退会された会員

ご苦勞さまでした

抹消届受理年月日	氏 名	事務所所在地
22. 11. 15	鶴 岡 秀 和	取手市双葉3-24-4
22. 12. 1	高 橋 和 男	筑西市乙506-5
22. 12. 15	高 野 博	つくば市宝陽台37-5
22. 12. 17	田 口 惠 亮	つくば市荃崎1815-24
23. 1. 12	柏 原 博	笠間市笠間2376-2
23. 1. 14	横 田 太平治	神栖市平泉2757-4
23. 1. 17	瀬 畑 良 明	筑西市西方78-1
23. 1. 19	追 田 修	鉾田市串挽353
23. 1. 28	大 西 榮	土浦市並木3-6-27
23. 1. 31	青 谷 英 樹	古河市仁連888-3
23. 2. 2	坂 本 守	龍ヶ崎市5504-119
23. 2. 9	村 松 至 男	古河市本町2-1-7
23. 2. 15	井 坂 敏 雄	桜川市真壁町白井1331
23. 2. 23	芝 山 唯 光	かすみがうら市上稲吉1863-4
23. 3. 1	綿 引 爽 五	ひたちなか市西大島3-13-38 (越塚住宅)
23. 3. 10	小 澤 公 憲	鹿嶋市中2628-1
〃	飯 島 次 男	鹿嶋市汲上1499
23. 3. 22	菅 谷 蔦 子	下妻市下妻戊125-3
23. 3. 23	間 中 勘	坂東市矢作2663-2
23. 3. 24	菊 地 孝 行	龍ヶ崎市松葉1-11-9
23. 4. 21	山 田 紀 孝	つくばみらい市谷井田943
〃	横 田 猛	つくばみらい市板橋2844-188
23. 4. 28	高 野 正 彦	石岡市若宮1-5-27

登録抹消 欠格事由 第2条の2第4号

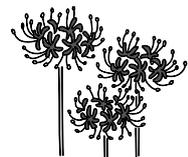
22. 12. 20	松 下 薫	守谷市薬師台6-1-2
------------	-------	-------------

ご逝去された会員

合 掌

年 月 日	氏 名	事務所所在地
22. 11. 9	松 本 忠	ひたちなか市勝田本町13-11
22. 11. 13	高 橋 富 男	古河市諸川1245-1
22. 2. 7	飛 田 守 一	ひたちなか市大平2-3-21
23. 2. 18	粟 野 幹 次	鉾田市鉾田1422-1
23. 3. 1	立 原 清	東茨城郡茨城町奥谷39-1
23. 3. 25	松 永 博 雄	龍ヶ崎市米町3980-7

謹んでご冥福を
お祈り致します



行政書士法人名簿搭載事項変更届出

変更年月日	行政書士法人名	変 更 後
22. 11. 1	行政書士法人ひたち法務事務所	社員の加入 日立市南高野町1-15-24 社員 和知 太
22. 11. 3	行政書士法人水戸総合事務所	主たる事務所 水戸市赤塚1-382-4 電話 029-251-3101 従たる事務所 水戸市泉町3-1-28 第二中央ビル 行政書士法人水戸総合事務所 行政書士木村事務所 電話 090-3096-0449 所属社員 木村 司

変 更 届

変更届受理年月日	氏 名	旧事務所および電話番号	新事務所および電話番号
22. 11. 10	赤 根 正 則	〒300-0037 土浦市桜町3-7-2 横山ビル 2 階 ☎029-826-5101	〒300-0847 土浦市卸町2-3-17 (協)土浦総合流通センター内 1 階 ☎029-875-7835
22. 11. 18	木 村 司	〒311-4141 水戸市赤塚1-382-4 ☎029-251-3101	〒310-0026 水戸市泉町3-1-28 第二中央ビル ☎090-3096-0449
22. 11. 19	後 藤 太 一	〒305-0856 つくば市観音台1-37-28 エクレール D 棟202号 ☎029-836-6667	〒305-0025 つくば市花室788-3 ☎029-857-6788
22. 11. 30	高 橋 勉	〒300-0876 土浦市北荒川沖10-9 ☎029-875-6526	〒300-0305 稲敷郡阿見町竹来1364-1 ☎029-888-8101
22. 12. 2	和 知 太	〒319-1224 日立市南高野町1-15-24 ☎0294-33-6817	〒313-0016 常陸太田市金井町1796-1 ☎0294-80-3141
23. 1. 12	塚 田 征 伸	下妻市下妻乙137	下妻市下妻乙1328-6

23. 1. 25	森 田 信 雄	〒306-0033 古河市中央町3-11-19 ☎0280-22-3256	〒306-0011 古河市東3-18-23 ☎0280-31-0231
23. 2. 25	和 田 勝 則	〒310-0064 水戸市栄町2-7-8 飯村第3ビル102号室	〒310-0026 水戸市泉町2-2-30 石川ビル2号館
23. 3. 2	下 条 威 之	〒309-1465 桜川市木植30-1	〒309-1212 桜川市富士見台1-43 イワセシルバービル2F
23. 3. 10	山 中 政 雄	〒300-4424 桜川市真壁町源法寺813	〒300-4414 桜川市真壁町飯塚1011 小林ビル 3 階302号室
23. 3. 22	島 田 喜 弘	☎050-3654-2940	☎029-291-4313
23. 4. 4	金 子 健 治	〒319-1117 那珂郡東海村東海1-7-6	〒319-1109 那珂郡東海村白方中央1-23-36
23. 4. 11	森 野 哲 也	〒310-0903 水戸市堀町1133-40 ☎029-254-4979	〒310-0852 水戸市笠原町600-41 ☎029-241-6254
23. 4. 15	綿 引 康 夫	〒311-4303 東茨城郡城里町石塚1455-1	〒311-4152 水戸市河和田町2-24-12 2階
23. 4. 20	早 川 広 行	〒300-1235 牛久市刈谷町4-141	〒300-1222 牛久市南1-16-6
23. 5. 2	平 塚 好 光	〒319-2135 常陸大宮市石沢1826-1	〒319-2265 常陸大宮市中富町3101-60
23. 5. 6	深 谷 君 江	〒309-1704 笠間市美原1-1-36 ☎0296-45-2800	〒319-0203 笠間市吉岡5 ☎0299-45-7180
〃	小野崎 佳 昭	水戸市吉沢町698-1	水戸市吉沢町669-1

補助者の動静

届出受理年月日	行政書士名	補助者名	住 所
22. 11. 10	赤 根 正 則	筒 井 祐 輔	土浦市富士崎1-18-16
22. 11. 12	照 沼 重 輝	照 沼 好 子	那珂郡東海村村松574-3
22. 12. 8	菅 野 保 夫	吉 田 健 次	東茨城郡大洗町桜道442 木もれびハイツ203
22. 12. 9	池 野 利 弘	鈴 木 一 弘	行方市船子275
22. 12. 15	関 口 美 紀 子	大 原 俊 雄	銚田市串挽1485-3

22. 12. 15	林 廣 明	山 田 清 志	栃木県小山市横倉452 スマイル・ハート102
〃	〃	中 澤 芳 成	筑西市深見1068
23. 1. 7	栗 名 宏	栗 名 步	稲敷郡美浦村木原2956
23. 1. 25	森 田 信 雄	深 澤 日出男	古河市中田新田139-17
〃	〃	森 田 由美子	古河市中央3-11-19
〃	〃	森 田 飛 鳥	古河市東3-18-23
〃	〃	町 田 和 人	埼玉県春日部市南4-4-29-2-101
23. 2. 14	小 島 信 一	小 島 通 信	筑西市伊佐山115-3 宮田ハイツ101
23. 2. 16	青 木 文 夫	水 沼 いずみ	水戸市堀町2076-1、2棟4F1号
23. 3. 8	川 上 光 俊	小 田 野 智 恵	水戸市柳河町402-1-1-202
〃	〃	寺 内 麻 衣	鉾田市舟木94-6
23. 3. 31	松 浦 竜 男	濱 野 正 史	守谷市松前台5-7-3
〃	〃	飯 沼 武 志	つくば市刈間1458-1
23. 4. 11	関 京 子	柳 町 創 世	稲敷市西代1533-1 リバーテラススイーストⅡ401
23. 4. 14	行政書士法人 桜町共同事務所	松 島 史 枝	鹿嶋市中2427-4
23. 4. 14	本 城 裕 樹	今 関 美 絵	ひたちなか市高場1851-6
23. 4. 20	磯 富士雄	幡 谷 一 夫	小美玉市小川1445

廃止受理年月日

行政書士名

補助者名

住 所

22. 12. 17	菅 野 保 夫	手 塚 恵美子	水戸市元吉田町1188-2
23. 1. 14	堀 江 潔	富 岡 勉	下妻市下宮20
23. 2. 18	小 島 信 一	前 野 梅 子	筑西市玉戸1602-28
23. 2. 25	木 村 司	海 野 優 子	東茨城郡城里町石塚2421-4
23. 3. 3	打 越 正 恭	住 谷 哲 夫	ひたちなか市足崎388-2
23. 3. 28	鈴 木 昌 美	佐々木 恵 子	千葉県銚子市春日町2555-2、B-12
23. 3. 29	土 井 一 夫	大 谷 佑 介	ひたちなか市勝田中央4-2
23. 4. 14	本 城 裕 樹	加 藤 真 規	水戸市千波町168-28 ビルネシドミ305
23. 4. 20	植 崎 明 夫	幡 谷 一 夫	小美玉市小川1445

会 員 の 御 見 舞

年 月 日

氏 名

事 務 所

22. 11. 26	成 澤 敬 尔	日立市鹿島町3-1-15
23. 1. 21	高 橋 政 夫	古河市長谷町33-17
23. 3. 22	木名瀬 英 彦	水戸市見川町1795-57
23. 4. 14	高 林 智恵子	鹿嶋市林631-5

家族の動静

年 月 日	行政書士名	家 族	事 務 所
22. 11. 15	岸 本 豊	実 母 (死亡)	つくば市宝陽台23-8
22. 11. 19	石 橋 孝 康	実 母 (死亡)	水戸市西原1-6-30 コーポ藤田ビル101号室
22. 11. 30	小 関 正 晴	実 父 (死亡)	稲敷郡阿見町中央2-10-22
22. 12. 20	加 藤 秀 一	実 母 (死亡)	水戸市東赤塚2-8
22. 12. 28	小 池 栄	養 母 (死亡)	桜川市友部976-1
23. 1. 25	鈴 木 善 三	実 母 (死亡)	水戸市金町3-1-15
23. 2. 4	大 橋 廣 中	実 母 (死亡)	東茨城郡茨城町谷田部1020-1
23. 2. 7	池 谷 達 郎	実 母 (死亡)	古河市西牛谷1020-1
23. 2. 22	佐 藤 裕 光	義 母 (死亡)	つくば市松代1-15-3
23. 3. 4	北 原 宏 行	実 母 (死亡)	取手市櫛木字櫛木288-8
23. 3. 22	伊 藤 孝 一	実 父 (死亡)	行方市山田2079
23. 3. 31	関 壽 男	実 父 (死亡)	日立市水木町2-41-15
23. 4. 14	押 田 哲 男	実 父 (死亡)	古河市本町4-2-23

5月9日現在会員数

水戸支部	266 名
県南支部	367 名
県西支部	241 名
県北支部	106 名
鹿行支部	74 名
合計	1,054 名

本会活動報告

— H23年 1月～H23年 5月 —

1月

- 4日 仕事初め
- 6日 初級対象実務研修会
(開発公社 3階大会議室)
- 7日 関係機関新年挨拶訪問
(県庁・県警本部・水戸入管・水戸市役所他)
- 11日 第9回広報部会 (本会事務局)
- 12日 第19回総務部会
(開発公社 3階小2会議室)
- 13日 初級対象実務研修会
(開発公社 3階大会議室)
- 14日 一般社団法人入会講習会
(開発公社 3階大会議室)
- 18日 第10回広報部会 (本会事務局)
- 25日 第4回綱紀委員会 (本会事務局)
- 26日 新公益法人制度プロジェクト顧問委員会議 (本会事務局)
- 27日 中上級対象実務研修会
(開発公社 3階大会議室)
法務・ADR 対策委員会
(本会事務局)
- 31日 新入会員登録証交付式
(開発公社 3階小2会議室)

2月

- 2日 第20回総務部会 (本会事務局)
- 3日 初級対象実務研修会
(開発公社 3階大会議室)
- 8日 日行連関地協環境部門担当者会議
(東京)
- 10日 第21回総務部会 (水戸京成ホテル)
中上級対象実務研修会
(開発公社 3階大会議室)
- 15日 企画・開発部会 (本会事務局)
- 16日 新公益法人プロジェクト顧問委員会議
(本会事務局)
- 22日 新春交流会 (水戸京成ホテル)
- 23日 日行連関地協運輸部門担当者会議
(東京)
- 24日 中上級対象実務研修会
(開発公社 3階大会議室)
- 25日 新公益法人プロジェクト全体会議
(開発公社 3階中4会議室)
- 28日 新入会員登録証交付式
(開発公社 3階小2会議室)

3月

- 1日 総務部・合同会議
(開発公社 3階小2会議室)
- 3日 初級対象双方向研修会
(開発公社 3階中会議室)
- 8日 新公益法人制度説明会
(開発公社 3階中3会議室)
- 9日 日行連関地協総務部門担当者会議
(東京)
- 10日 第5回綱紀委員会 (本会事務局)
- 11日 第22回総務部会 (本会事務局)
東日本大震災 (14時46分)
- 14日 事務所機能確認作業及び瓦礫撤去作業、散乱書類整理作業
- 29日 栃木会住吉会長震災見舞来局
(本会事務局)
- 30日 事務局天井修理工事

4月

- 1日 茨城県弁護士会新役員来局
(本会事務局)
- 5日 第1回総務部会 (本会事務局)
- 6日 制度推進・監察部、広報部協議会
(本会事務局)
- 11日 第2回総務部会 (本会事務局)
- 18日 期末監査 (本会事務局)
- 19日 第1回常任幹事会 (本会事務局)
第1回正副会長・部長・総務部合同
会議 (開発公社 3階小3会議室)
- 22日 第1回綱紀委員会 (本会事務局)
- 25日 新入会員登録証交付式
(開発公社 3階小2会議室)
- 26日 震災義援金贈呈 (茨城新聞社)
- 27日 第1回幹事会・理事会
(開発公社 3階中2会議室)
震災義援金贈呈 (茨城県庁)
第1回選挙管理委員会
(開発公社 3階中2会議室)

5月

- 10日 震災義援金贈呈 (北茨城市役所)
第1回広報部会 (本会事務局)
- 11日 第2回綱紀委員会
(開発公社 3階小2会議室)
第2回理事会
(開発公社 3階中4会議室)
- 18日 第2回総務部会 (本会事務局)
- 19日 新公益法人プロジェクト顧問委員会議
(本会事務局)
- 20日 第2回広報部会 (本会事務局)

通信後記

水戸支部通信員として、2年間の勤めを果たしてまいりました。
微力ながらも「行政茨城」の編集に携わることができまして感謝いた
しております。

人に物事を伝えることの難しさを感じましたが私自身の勉強にもなりました。表紙の写真の調
達なども苦労しましたが、今となってみれば良い思い出であります。

取材等でご協力を賜った会員様には心より感謝申し上げます。そして、広報部の竹内部長はじめ
広報部、各支部の通信員さまには大変お世話になりありがとうございます。「行政茨城」の更
なる進化を祈念いたすとともに、茨城県行政書士会の会員皆様のご健勝ご多幸をお祈り申し上げ
ます。
(水戸支部通信員 和田 勝則)

東日本大震災という未曾有の天災が起こりました。多くの皆様方が被害に遭われております。
1日も早い復旧復興を心からお祈り申し上げます。

今から約70年前 大東亜戦争の名の基に赤紙1枚の召集令状により、祖国日本を守るため戦場
へと出征して行った。銃後に残された家族は、4歳・2歳・5ヶ月の幼児を抱え、唯ひたすら我
が児の成長のみを生き甲斐に生き抜いた25歳の若い母親がいた。

熾烈を極めた激戦……昭和20年8月10日死亡とみなされると公報が・送られた骨壺には、何に
一つも遺品など無く白紙のみだった。必死に生き抜いた、今は無き母の姿が脳裏に浮かんでまい
ります。そのような中から復興を遂げた昭和の時代もありました。

今年は改選の年 多くの方に支えられて、2年間の任を終える事が出来ました。

ご協力を賜りました皆様様に、心から感謝を申し上げる次第でございます。

誠にありがとうございました。
(県南支部通信員 塚越 もと)

通信員として…2年間の総括

県西支部の活動を報告してきて、はや2年、至らない点もあったと思いますが、たくさんの方
々に支えていただいたおかげでレポートし続けることが出来ました。

厚くお礼申し上げますと共に、大地震により被災された方々には、心からお見舞い申し上げま
す。
(県西支部通信員 倉持 良信)

通信員として足かけ2年お世話になりました。県北の行事を中心にお伝えして参りましたが、
その間に今回の大震災のような経験をすることは思ってもみませんでした。行政茨城もその影響で
印刷工場が被害を受け3月号が発刊できなくなってしまいました。それでも会員の方のご支援の
おかげで何とか任期を全うすることが出来ました。有り難うございました。

(県北支部通信員 楠見ゆたか)

最後になりましたが、2年間の通信員の活動も今号で一区切りとなりました。今まで支えていた
だきました皆様様に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

(鹿行支部通信員 小嶋 幸江)

編 集 後 記

感謝・御礼！

広報部長を仰せつかって2期4年。今回の『行政茨城』編集が広報部長としての最後の業務となりました。広報部員、各支部通信員、その他多くの皆様に支えられ、会員皆様方の貴重な情報源である『行政茨城』発行等広報業務を遂行してまいりました。お世話になった皆様方にこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

この4年間を振り返り、『会員の皆様に十分満足していただける広報活動ができたのか？』と再度自問した時、残念ながらいまだに『できました！』と回答できない自分があります。自分の未熟さを再認識すると同時に、インターネット、電子メール等が大衆化し、高度情報通信社会と言われながら、従来の紙媒体も要求される広報過渡期における広報活動の難しさを痛感した4年間でした。

なお、本年3月11日に発生した東日本大震災の影響で、『行政茨城3月号』の発行を中止せざるを得ない状況となり、多大なるご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。そして、被災地の一日も早い復興を祈念いたします。

最後になりますが、広報部を支えてくださったすべての皆様に改めて感謝、御礼申しあげ、またこれまで広報部で活躍された先輩諸兄に敬意を表し、最後の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。お世話になりました。感謝しております。

(広報部長 竹内 崇)

広報活動への協力に感謝

早いもので広報副部長になり任期の2年が経過しました。その間、竹内部長のもと、通信員のみなさまのご協力により、地震のため発行できなかった3月号を除いて、無事予定どおり行政茨城を発行することができました。また広報月間には國井会長による生出演などラジオによるPR及び新聞へのPR広告も実施することができました。これもひとえ國井会長、各部長等関係者各位のおかげと感謝申し上げます。ありがとうございました。

(広報副部長 田向 敏雄)

隔月・奇数月発行

発行所 〒310-0852 水戸市笠原町978番25
(茨城県開発公社ビル5階)

茨 城 県 行 政 書 士 会

TEL (029) 305-3731・305-3730
IP Phone 050-7524-1489
FAX (029) 305-3732

発行者 会 長 國 井 豊
編 集 部 長 竹 内 崇
副 部 長 田 向 敏 雄

印刷所 (株)高野高速印刷

行政書士

あなたの街の法律家



「えがお」をつなぐ。「あした」を育てる。あなたの側に行政書士。

タレント 中村 雅俊

日本行政書士会連合会・茨城県行政書士会 後援／総務省・茨城県

宝くじの収益金は、身近な街づくりに役立っています。

平成22年度 行政書士制度広報月間